

令和6年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和6年3月6日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
—	—	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 1人

7 番	平野由里子
-----	-------

3. 説明のための出席者 15人

町長	本山博幸	副町長	田代浩一
教育長	浄泉和幸	会計管理者兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税務課長	山岸裕子
町民課長	川本博孝	福祉課長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋谷好人
教育課長	椎野晃一	—	—

4. 出席した議会事務局書記 2人

事務局長	石井友子	書記	島秀明
------	------	----	-----

## 5. 議事日程

### 日程第 1 一般質問

## 6. 議会の状況

副 議 長 松田町議会定例会本会議第 2 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集頂き、御苦労さまです。

平野議長から、本日の定例会を欠席する旨の届出がありましたので、私、副議長が議長の職を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中11名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

副 議 長 日程第 1 「一般質問」を行います。

一般質問に入る前に、事務局は録画の準備をしてください。

昨日に続き、一般質問を通告順に行います。受付番号第 6 号、飯田一君の一般質問を許します。登壇願ひます。

1 1 番 飯 田 皆さん、おはようございます。議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第 6 号、質問議員、第11番 飯田一。件名、災害ボランティアの受け入れ態勢と人口増加策について。

要旨。(1) 能登半島地震でも見られるように、災害時の支援は、ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮し、ボランティア活動が果たす役割は大きいものと考えます。松田町でも社会福祉協議会がある健康福祉センターを含めた有事における対応は万全か、お尋ねします。

(2) 人口問題研究所が2023年12月22日公表した将来人口推計によりますと、2050年には松田町の人口は7,399人と2020年に比べて31.7%の減少と予測されています。人口減少に対してはどの市町村も人の移住・定住対策が主であり、根本的な解決にはなりません。人口減少に対して持続可能な社会をつくり上げることが大事だと思いますが、対策はどのようにお考えでしょうか。よろしく

お願いします。

町 長 皆様、おはようございます。定例会2日目、よろしくお願いいたします。

それでは、飯田議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1点目の御質問の、災害ボランティアの受け入れ態勢についてお答えをさせていただきます。

本町を含む広域において災害があった際には、本町と町社会福祉協議会にて締結しています松田町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定に基づき、町災害対策本部からの要請、また被災状況により、町社会福祉協議会会長が必要と認めた場合に災害ボランティアセンターを設置いたします。災害ボランティアセンターは、設置場所を原則町健康福祉センター内とし、運営は町社会福祉協議会が主体となり、自主防災組織、民生委員、児童委員、地域住民等の協力と連携の下、町内外から支援に来てくださるボランティアを被災者や避難所等からの依頼に基づいて調整し、派遣する機能と役割を担います。松田町社会福祉協議会では、災害ボランティアセンター運営マニュアルとBCPと言われます事業継続計画を策定しており、年に一度の災害ボランティアセンター運営訓練、足柄上地区社会福祉協議会災害ボランティアセンター職員等研修会の開催、県市町村災害ボランティアセンター間の情報伝達訓練への参加、職員の被災地派遣を行うなど、有事に備えた準備体制を整えています。

次に、災害ボランティアセンターの拠点となる社会福祉センターについてでございますが、平成9年に完成して以来26年を経過しており、町では年に一度、特殊建築物等の定期調査を行い、外壁、防火扉や非常灯設備、昇降機などを対象とし、調査結果を県に報告し、必要に応じた修繕等を行ってまいりました。健康福祉センターは、昭和56年に定められた新耐震基準以降に建設され、かつ免震構造の建物であることから、有事の際においても利用が可能な建物であると理解しております。今後の経年劣化が進むことを鑑み、松田町公共施設個別施設計画では、約築40年の令和20年に長寿命化改修を行う予定としておりますが、毎年の定期調査の結果、修繕を要する必要が生じた際には、点検業者と協議を行い、緊急性の有無など確認を行った上で、災害時対応や人命に関わる改

修については、最優先にして対応してまいります。

2つ目の御質問については、平成7年の国勢調査において、本町の人口は1万3,270人、その後も人口減少が続き、令和2年の国勢調査では1万836人となり、ようやく人口減少カーブが緩やかになってまいりました。平成26年5月に国立社会保障・人口問題研究所が発表いたしました日本の地域別将来推計人口を踏まえ、日本創成会議において、本町の2040年の人口が7,055人となり、消滅可能性の危機に直面するという試算結果が発表されました。令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所より最新の人口推計が発表され、当町の2040年の人口は8,563人となり、10年前の推計と比べて約1,500人の上方修正となりましたが、近年、コロナ禍などの影響により減少スピードが上がっていることから、引き続き消滅可能性都市からの脱却を目指し、強い危機感を持ち、様々な施策に取り組んでまいります。

さて、御質問頂きました人口減少社会が大前提の中で、持続可能な社会をどう創出していくかでございますが、人口が減少することで、一番の課題は、最低限必要な行政サービスに係る必要な費用に対し、分かりやすく申し上げますと、人口が減ることによって割り勘効果が薄まり、町民1人当たりの負担が大きくなることだというふうに認識しております。

町が目指す前提として2つあると考えております。1つは、町への収入が減ることによる町民サービスの低下を覚悟し、器に合った行政運営を行う。もう一つは、交付税等以外の町税外収入を増やし、町民サービスを維持向上する。私といたしましては、1つ目の方法ではなく、後者のように人口減少による収入が減った分をほかの収入において補い、町民サービスの維持向上を目指し、協働のまちづくりを推進してまいりたいというふうに考えております。そのためには、資金いわゆる財源確保が必要であるため、行政財政改革の徹底や選択と集中による事業推進、地域経済のエンジンを回すため、新たな産業の創出及び雇用の確保、ふるさと納税など、新たな財源確保に取り組む等々、交付税等に頼り過ぎない行政財政運営が必要と考えておりますので、今後も第6次総合計画に示す事業や人口減少を抑制するための事業を継続しつつ、減少社会にお

いて町民サービスが低下しない持続可能な自治体運営を目指してまいります。  
以上でございます。

11番 飯田 丁寧な御説明ありがとうございました。初めにですね、今回、能登半島地震で亡くなられた方、被災された方々に対しまして、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

東日本大震災発生13年の今年、1月1日に能登半島地震が発生し、1か月も余震が続くという大きな災害が発生しました。両災害で大きな力となったのが、テレビなどマスコミにも連日取り上げられていましたボランティアの方々の災害地で活躍する姿であったと思います。瓦礫の撤去をはじめ家の中の位置のずれたたんすを元の位置に戻したり、壊れた蛍光管の破片などの跡片づげができることなど、あらゆる面で自発的な活動を行っていました。今回の能登半島地震においては、いち早く珠洲市の社会福祉協議会がボランティア受け入れを表明したようですが、当初、市町村の受け入れ態勢が整わず、県が窓口になり被災地の各自治体とのアレンジを行っていたようですが、金沢から被災地まで2時間以上かかり、また、道路が寸断していたりして、現地での活動は2時間くらいしかできないなど、特殊な状況の中で、マッチングがあまりうまくいかなかったようです。今は、各市町村の社会福祉協議会がボランティアの受け入れ態勢も整ったようです。

松田町地域防災計画でもボランティアの受け入れは、主管課が福祉課で、関係課等は社会福祉協議会、関係機関となっています。実施機関としては、災害時におけるボランティア救援活動に係る事務は、松田町災害ボランティアセンターが行い、また町長は、ボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。位置づけとしては、ボランティアセンターは福祉課及び社会福祉協議会が主体となり、ボランティア活動に理解ある各種団体、個人等からの支援に大きな期待をするものですが、松田町社会福祉協議会、町行政、県社会福祉協議会との連携はどのようになりますか、お尋ねします。

福祉課長 飯田議員の御質問にお答えいたします。町と社会福祉協議会のつながりとしては、災害対策本部のほうからですね、要請があったときにですね、ボランテ

ィアセンターの設置等の要請があった場合につきましては、町のほうからですね、社会福祉協議会のほうに要請をさせていただきます。そして、要請をさせていただいた後につきましては、こちらからの情報提供を基に社会福祉協議会のほうでボランティアの募集、それとその内容に合ったもののマッチングという形を取らせていただいで対応をしていくような形となります。併せて、県のほうの社会福祉協議会のほうでも、県のほうから、県のほうでも災害救助ボランティアセンターを設置するということがございますので、そちらとの連携ということもあまして、対応していくという流れになっていくものでございます。以上です。

11番 飯 田 回答にもありましたが、社会福祉協議会、町行政、県の社会福祉協議会とうまく連携を取らないと、今回の輪島市、金沢市、その辺の状況に似たような形になっちゃうと思いますのでね、しっかり連携をしてスムーズなボランティア支援が行われるようお願いしたいと思います。またですね、災害時に対応できる組織力を高め、回答の中にもありましたが、優れた担い手をですね、育成していただきたいというふうに思います。

次に、災害時の拠点となる社会福祉センターについてお尋ねします。2階の冷暖房故障については、昨年8月に修理を行ったということですが、設置から26年もたてば家庭用のエアコンでも交換時期を過ぎているくらいです。業務用エアコンの法定耐用年数は13年または15年とされています。修理ではなく早めの交換をお願いしたいと思います。昨年も健康診断中に故障し、町民から不評を買ったと聞きます。エアコンに対する今後の入替えなど、計画がありましたらお願いします。

福 祉 課 長 議員さんの質問にお答えいたします。今すぐにですね、エアコンの設置、改修を含めてのというのはないんですが、早々にですね、それ以外にも修繕するようなものがございますので、早期にですね、修繕計画のほうを策定させていただきましてですね、またさらに優先順位のほうをですね、理事者と調整しながらですね、作らせていただいで、予算化に向けた対応をしていきたいと考えております。

11番 飯 田 修繕計画を今後立てると、エアコンだけじゃなくてですね、ほかにもいろいろ

不具合箇所がですね、あるようです。ぜひですね、修繕計画を立てて、計画的な、一度にね、やるということは大変お金もかかることですから、何年かで計画的に行っていただきたいと思いますが、たしか今18か所ぐらい細かい部分を合わせるとあると思うんですが、計画的に何年ぐらいでこの辺は解決していただければいいでしょうか。

福祉課長 早い時期、早い段階、数年でやりたいとは思いますが、この辺りもやっぱり予算との兼ね合いもございますので、理事者と相談しながら早い年数で済むような対応を考えていきたいと思っております。

11番 飯田 早い段階と言われますが、もう少しですね、具体的に、じゃあ3年ぐらいで行いますとかですね、そういうふうなことで、はっきりですね、方向性を示していただきたいと思っております。

それとですね、前回の回答では、人命に影響のあるものは優先的に修理等の対応を行うというふうな回答をされたと思っておりますが、人命に影響があると言えば、タイル貼りの外壁はどのように捉えておられますか。日本全国で多くのタイル等の剥落事故が報告されています。中には死亡事故につながった例もあります。報告によりますと、北九州市小倉北区での、これは住宅ですね、都市整備公団昭和町住宅というところではですね、築17年ぐらいの建物なんですけど、タイルが約幅8.5メートル、高さ5メートルにわたり31メートル落下して、死者2名、重傷者1名が発生したというふうなこととか、あるいはですね、北九州市小倉北区では、4階建てのRC構造の建物の壁面がですね、タイルが剥落して、下を通りかかったオートバイ等4台がですね、破損したというふうなこととか、そういうモルタル、外壁タイル等の剥落事故の事例がですね、建設省から報告されています。健康福祉センターはですね、多くの人が入り出りがありますし、もし健康福祉センターでタイル等の剥落事故が起こり、死者やけが人が出たら誰が責任を負うのかというふうなこともよく考えて、この前の話では15年後ですか、令和40年、令和20年でしたっけ、調査の予定だというふうなことでしたが、この辺はどういうふうにお考えでしょうか。

総務課長 公共施設個別修繕計画担当の総務課のほうから一応申し上げさせていただきます。

たいと思います。社会福祉協議会がある健康福祉センターにつきましては、先ほど町長の答弁でもございましたが、一応令和20年に長寿命化の改修計画を予定しているところでございます。ただですね、先ほど町長答弁にもございましたようにですね、緊急性の有無とか、災害時の対応、人命に関わる修繕などがあればですね、今、所管課のほうで定期調査をしておりますので、その結果をもって、例えば緊急性があるのでちょっと早めにとということであれば、公共施設個別計画は、その計画内であれば前倒しをすることも可能ですので、所管課とその点検結果の状況によって、いつ頃早めにこのぐらいの時期にとという形で調整をしながらですね、改修等を進めていきたいと考えております。以上です。

11番 飯田 中学校のですね、大規模修繕改修工事でも見られるようにですね、目視での検査と、実際足場を組んで道具を使ってですね、確認した検査とは、また違うと思うんですね。その辺もよくですね、検討して、事故が起こる前に必要な対応をとっていただきたいと思います。

またですね、二言目にはお金がないというふうなことを言われちゃうんですが、今はですね、スクラップ・アンド・ビルドではなくて、建物を壊して建て直すということではなくてですね、インフラの長寿命化を図ることも国はね、力を入れているということは御承知のことだと思いますが、例えば、今、公共施設等の適正管理の推進についてということで、社会基盤施設、インフラの長寿命化、中身としては、公共施設等の適正管理に係る地方債措置ということで、総務省でも公共施設等の適正管理の推進についてということで、社会基盤施設、インフラの長寿命化事業については、充当率90%、財政力に応じて交付税措置が30から50%となっています。また、日本財団の補助制度では、審査はあるにしてもですね、補助率が80%、6,000万までといった助成事業を行っています。このような補助金がですね、私も調べたんですが、うまくですね、こういう施設等に当てはまるかどうか分かりませんがですね、調べていただいて、使えるものはぜひ上手に活用していただきたいと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

福祉課長 ありがとうございます。こちらのほうにつきましてはですね、内容のほうを確



認させていただいてですね、健康福祉センターのほうの修繕にも対応できるようであれば、ぜひ利用させていただいて修繕のほうに、改修のほうにつなげていきたいと思います。以上です。

11番 飯田 パソコンから打ち出した内容はですね、こういうふうな形で出てますので、公共施設の適正管理の推進その他いろいろね、出てますので、ひとつ研究していただければというふうに思います。

次に移りたいと思います。2023年生まれが75万8,631人の過去最少となり、人口問題が切実なものになっています。国立社会保障・人口問題研究所の公表では、2050年、約25年後ですが、東京都以外で人口が減少し、2020年を基準として日本全体では17%減少。2020年に1億2,600万人いた人口がですね、17%減少して、令和…2040年ですか、2050年にはですね、1億468万、1億ちょっとまで減少するというふうな予測があります。また、私が住んでいるところの組はですね、今14世帯あります。20年くらい前はですね、人口が39名でしたが、今回調べたところ人口は20名、約半分に減っています。内容はですね、空家が2件発生し、1人世帯が6世帯、65歳以上は9名でしたので、かろうじて限界集落は免れましたが、地域のコミュニティーの崩壊にこのままいくとですね、つながるのではないかと強い危機感を覚えます。

回答の中で、平成7年の人口は1万3,270人というふうなことでありますが、これは松田町統計データ集からだと思います。この数字は平成28年に発行された松田町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略によりますと、平成7年の人口は1万3,391人となっています。121人の誤差が生じています。どっちが正しくて、何かこの差というのは理由があるのでしょうか。それと、あと人口減少というのは分かっていますが、松田地区と寄地区、それぞれ最新の人口は何%ぐらい平成7年から減少しているのか、分かったら教えていただきたいと思います。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。まず1つ目の、差異があるということなんですけども、基本的な国勢調査の数値と町が定期的に広報等に出している住民の基本台帳に基づく数値等々から多分人口問題の総合戦略について算出した数字だと思いますので、基本的には国勢調査の数値を基にですね、それで分析をし

ているという形になります。それをもって様々な調査の人数が出ておりますので、そこはその辺の差異によるものだと考えております。

人口減少の問題なんですけども、定期的にですね、松田町におきましては、人口分析ということで、毎月の状況を確認しております。それでですね、広報のほうにも提示しておりますパーセンテージにつきましては、今、寄地域は平成7年からというものちょっと持っていませんが、減少の人数は町が定めている目標人口1万人の中の寄地域においても減少傾向が推計より下がっているという状況がございますので、持続可能な取組として様々なものを取り組んでいくということで今考えているところでございます。寄地域におきましても、町内と一緒に状況で、人口減少が大幅に減少しているというような形の推移となっております。以上です。

11番 飯田 大体でもいいので、どのぐらいの減少率かということとは分からないですかね。

分からないようでしたらですね、町の使ったデータ集、人口のデータ集を見てみますと、これは令和3年ですね、寄地区の人口が1,806人なんですよ。そうしますと、平成7年の先ほどの数字を考え合わせますと、もう30%以上ね、寄地区の場合は人口が減少しているんじゃないかというふうに感じます。多分2,300人ぐらい、平成7年は、2,800人かな、何かかなり多かったですよね。30%以上、今、3分の1は少なくなってるんじゃないかと思います。それで、松田地区のほうはですね、多分5%ぐらいしか減少してないと思うんですね。

参事兼政策推進課長 大変失礼しました。平成7年のですね、寄地域の人口ということで、2,743名ということになります。現状ですね、令和3年につきましては、1万8,000というところもでございますので、おおむね40%まで減少しているという数値となっております。以上です。

11番 飯田 私も自分の組がですね、39名から20名に減っちゃってる。これはサンプル的に自分のところの組を計算してみたんですが、寄地区ね、全体でもやっぱり見てみますとすごい減少の仕方が厳しいと、激しいというふうに捉えました。それでですね、少子・高齢化による人口減少問題、国の一番の問題でもあり、町でも一番の問題だと思います。松田町の過去3年間の社会増減をしてみます

と、3年間合計で転入が2,491名、転出が2,661名で、転出が転入を上回ってマイナス170なんですね。転入・転出のですね、主な理由が分かれば教えていただけますか。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。そうですね、転入・転出ということで、いわゆる社会増減というところで分析しております。そこから説明させていただきます。平成元年におきましては、社会増減につきましては132名という状況になっております、年間ですね。令和2年につきましては104名が社会増減、減ですね。令和3年の、これは全部10月からなんですけど、国勢の調査に伴う10月からの部分を含めて1年間マイナス28名、令和3年におきましては28名の社会減というところなんです。4年度につきましては18名というところで、若干減少傾向になっております。

毎月ですね、この社会増減の転入・転出調査アンケートというところで取っております。その中で、やっぱり一番多いのが、まず転出につきましては、仕事ですね。仕事において転出をするという状況が8割ほどになっております。そして、転入のほうにつきましては、親元で安心するとかですね、交通の利便性というところが高い数値として、おおむね6割か7割がその状況で転入に挙げている状況でございます。以上です。

11番 飯田 今、令和3年でマイナス28というふうな答えを聞いたんですが、松田町ですね、転入・転出とかいろいろ載っているデータがありますよね。あれを見ますと、転入が558名で転出が643名なんですね。そうするとマイナス28じゃないですよ。

参事兼政策推進課長 先ほどちょっと説明しましたとおり、これは総合計画あるいは総合計画審議会に提示している資料なんでございますが、町が今出している、戦略で出している数字のデータからということで説明させていただきました。令和元年ほかですね、10月から9月いっぱいまでというところの1年分析をしておりますので、若干そこで差異があるというところで御理解をお願いいたします。以上です。

11番 飯田 どうも数字がですね、出てる数字とおかしいというふうに思います。令和4

年につきましては、転入が884で転出が861で、この年はプラス23で、私のほうの計算では増えているんですね。それで令和5年へ行きますと転入が1,049で転出が1,257、マイナス200と、2人というふうな計算なんですけど、これ全部町のデータ集で調べたんですが、これは多分毎月町のお知らせ号が出ますよね、それでの数字かなと思うんですが、それと一緒に載ってたやつなんですけど。

参事兼政策推進課長 大変申し訳ございません、ポイントのところで若干私たちのほうも資料を作っておりますので、先ほど説明したとおり、例えば令和4年10月から令和5年9月までの人口増減ということでこの1年間を分析しますと、社会増減については、転入1,083人、年間、転出が1,101人という状況の中でマイナスの18というような形の推計をしている状況でございます。以上です。

11番 飯田 私は、特にね、その数字がどうのこうのじゃなくて、傾向がですね、転入より転出が上回っているということを確認したかっただけなんです。そうですね、転出のほうが上回ってますよね。それでですね、転入の場合には、親元に戻ってきたとか、あと交通の便がいいとかだと。その転出の場合には、仕事関係で、8割の方がそういうふうな理由でですね、転出されてるというふうなことなんですけど、今、どこの市町村でもですね、移住・定住対策にすごく力を入れてますよね。それは松田町も当然入れてるんですが、松田町だけじゃなくていろんな市町村でですね、もう松田町なんかいいほうですよ、この減少率が。ほかの町はもうね、10年、20年で人口が半分になっちゃったというのがざらにありますからね。そういうふうなことを考えたら、まだまだ松田町は恵まれてるんじゃないかと思うんですが。先日視察に訪れた川根本町というところはどうですかね、地元の連携、金融機関との間で奨学金制度をつくって、内容は、進学に際して大学生には250万円を低利率で貸し付け、将来町内に住み、町内で就労した場合は、1年後に教育ローンの20%が補助されますよと。町内に住み、町外に就職した場合には10%補助されると。また、在学中、卒業後の利子と元金の30%、就職先が町外の場合は15%となりますが、その辺が併せて補助されるという奨学金制度をね、行おうとしていることでした。松田町でもこういうふうなことは非常に参考になるんじゃないかと思います。奨学金を出して、ま

た町へ戻って町から町外へ通ってもらったり、町内の企業に就職してもらったりというふうなことで、うまくですね、地元に残ってもらう方法をいろいろ考えているみたいです。

この町では、そのほかにもですね、引っ越し費用とかですね、空家改修とか、清掃補助による支援、いろいろな細かく支援が分かれてまして、トータルすれば引っ越しする場合には、もうほとんどお金がかからないんじゃないかというくらいの就職相談までしてですね、何とか人を取り込もうというふうなことをしてるみたいです。この町も20年ぐらいの間に40%ぐらいね、人口が減ったと、寄地区と同じですよ、減少率は。そのような町で、もう本当に1人でも2人でも人が欲しいと。結局40%人口が減るということは、それに比例して空家もね、増えてくるわけですよ。そうするといろいろな問題が発生するというふうなことです。

またですね、大分県の別府市では、テレビで御覧になった方もいるかもしれないんですが、移住支援金交付制度というふうなことで、これは特にドライバー不足を解消するための交付金制度ということで、全国的に不足しているバス運転手、タクシー運転手に限定してですね、移住するにもいろいろ条件つけてますが、1世帯につき複数人世帯の場合には100万円、12歳以下の子供がいる場合には、1人につき100万円、3人までの上限ということなんです。今までに2組の人が400万円の移住交付金を受けたそうです。このようにですね、もう人の奪い合いみたいな感じになってですね、もうどんどんどんどん、ある程度余裕のある地方自治体はお金をつり上げてですね、人をですね、取り込もうというふうなことを考えてくるのかなと。そうすると、もう地方自治体同士の間でですね、際限なくね、そういう人の奪い合いが起きるんじゃないかと、そういうことに、それでいいのかなというふうに私の場合は疑問を感じます。

1つは移住対策ですね、町もいろいろやってるのは分かります。これは、やっぱり町として必要な部分だと思います。ほかの町がやっているのにね、この町が何もやってなかったら、当然どんどんどんどん人は流れていくんじゃないかというふうに思いますのでね、それはしょうがないと思います。

それと、もう一つの原因であるですね、出生数を見てみたいと思います。松田町でも過去3年間の出生数と社会増減を見てもみますと、3年間で、令和3年は出生が48人、亡くなられた方が132人。この年はマイナス84人ですね。令和4年では、出生が53人で亡くなられた方が172人。コロナの影響もあったのかもしれませんが、マイナス119名。令和5年では、生まれた方は50名で死亡が147名。マイナス97ですね。それとね、昨日の行政報告の中で町長がですね、今年の成人者数は83名だというふうな報告がされましたが、これを見てもね、平成3年に生まれた方、あと17年後ですか、二十歳になったときは、そのままいけば成人式で48名ということなんですよね。それで、平成4年には53名、その翌年は53名、その次は50名と。大体もう、今もずっと80名ぐらいですよ。中学生ももうそのぐらいですかね。ということは、やっぱり出生数と死亡の関係を見ても人口がどんどん減っていると。過去3年、令和3年から5年の間では、300の方が生まれた方をね、亡くなった方が上回っているというふうなことです。

それとですね、人口を維持するにはね、合計特殊出生率が2.0から2.07必要だと言われてますが、日本では、2022年がですね、1.26。これはコロナの影響もあると思うんですが、1.26。先日発表された2023年は少し増えて1.39です。松田町での合計特殊出生率が分かれば教えていただきたいと思います。

子育て健康課長      ただいまの質問にお答えいたします。神奈川県の方からですね、発表されている松田町における合計特殊出生率ということでお答えさせていただきますと、令和2年までは出てるんですが、松田町は1.08の合計特殊出生率となっております。以上です。

11番 飯 田      まあ大体そんなものかなというふうに思います。特に平均より悪いですよ。神奈川県が全体で平均で1.25だというふうなことなのでね、それよりも松田町は出生率が悪いと。そして、前の国勢調査のときに、2017年のときの国勢調査のデータがあったんですが、2013年から2017年、5年間の間における赤ちゃんの出生率は5.6人です。これは人口1,000人当たりね、5.6人ということは、松田町は人口1万人ですから、56人ぐらいというふうなことになります。全国平均では7.9人な

んですね。だから約2人分ぐらい松田町は少ないと。そしてですね、この松田町  
の間の2013年から2017年の平均の合計特殊出生率は1.29なんですよ。今、教えて  
いただいたのは令和2年ですか、2年で1.08というふうなことなので、この当時  
よりまたさらに出生率が減少しているというふうなことなんです。

それで、お隣の韓国ではですね、2023年の合計特殊出生率は0.72です。国が消  
滅してしまうほどの危機感を持ち、国を維持させるためには、移民を受け入れる  
か、経済を縮小させるか、二者択一だと言われるようになっていきます。松田町で、  
回答の中で、1つは町への収入が減ることによる町民サービスの低下を覚悟し、  
器に合った行政運営を行うか、もう一つは、交付税等以外の町税外収入を増やし、  
町民サービスを維持向上すると回答されましたが、2つ目の案はですね、地方自  
治体は営利企業ではなく、こんなことは誰でも不可能だということは分かるんじ  
ゃないかと思います。人口が減れば税収が減り、交付税も減額されます。何の収  
入で人口が減った分を補うということなのか、その辺のお考えをお伺いします。

参事兼政策推進課長

まず、回答のほうにつきましては、交付税に頼り過ぎないというところをうた  
っております。なので、国の、日本の国の抜本制度の交付税制度の法があります  
ので、そこは遵守しながらもですね、そこにも頼り過ぎない形で、もちろんそこ  
がないと運営できないというのはもちろん町も分かっておりますので、その対策  
として新たなふるさと納税、企業版ふるさと納税等も含めた形で税収を取って  
いく。また、歳出のほうにつきましても、そこを少しずつ抑えるような形で行財政  
運営を進めて、新たな財源を確保していくという回答をさせていただきました。  
以上です。

11番 飯田

内容的にはですね、やはり人口が減って、それに合ったようなですね、もう行  
財政運営をする以外に私は方法はないと思います。とにかくですね、町を維持さ  
せるためには、いろんな話をしましたが、少しでも人口減少にですね、歯止めを  
かける対策を取る以外ないというふうに思います。松田町まち・ひと・しごと創  
生人口ビジョン・総合戦略によりますと、松田町の人口減少に歯止めをかけて  
いくための3つのポイント、こういうことが載っています。1つは、合計特殊出生  
率の向上、2つ目に推計人口で想定する社会移動、転入・転出をプラマイ・ゼロ

にする、新たな宅地・住宅の供給。この3つのポイントを挙げてますが、私は、3番はある程度理解できます。もう1番、2番というのは、本当にどのような対策をね、されてるのか、具体的な成果、この辺、ありますか。ちょっと教えていただきたいと思います。

参事兼政策推進課長

ありがとうございます。1つ目の合計特殊出生率、いわゆる15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したものでございます。その関係で、以前もですね、何回かこの対策はということで報告させていただいたものになりますが、出生率の向上のためにはですね、子育て支援の様々な取組を中長期的に取り組むことが必要であり、町として今やっている事業の一つ一つがこの事業に結びつく形で事業を進めております。これが結果としてどうなのかというところはございますが、なかなか現状では、出生のほうの増加がまだできてない状況はございますが、ここで様々な事業を止めることは、この対策を矛盾と感じますので、引き続きやっていく事業としましては、出産・子育て応援事業の松田すこやか給付金、また出産・子育て支援給付金、産後ケアに係る助成、3歳未満の2子の利用者負担額の無償化等々、様々な対策をしてですね、この対策に取り組んでいるというところでございます。

2つ目の社会移動におけるというところにつきましては、魅力的な教育環境の整備として、ICT教育や英語教育の充実を引き続きやっていくということと、今回給食費の助成の拡充。これもですね、社会移動における事業の一つとして考えております。幼稚園3年保育やバスの無償送迎、こちらも社会移動に伴うものとして掲げてございます。新たにですね、今年度から次世代デジタル人材育成事業の広域複数自治体での実施、これらのほうも教育の観点からですね、様々な町の魅力で社会移動に取り組むというところのものもやっております。今回ですね、AIオンデマンドバス実証実験につきましてもですね、そういうことを踏まえながら取り組んでいると、いかに移動で松田町に魅力的なものがあるかというところもありますので、そうしたものがそういうものにつながっていくということで、総合計画審議会の中でもですね、議論を重ねやってきたものでございますので、よろしく願いいたします。



11番 飯 田 ぜひ頑張っていたきたいと思います。

それとですね、今年の1月に「日曜討論」ってNHKで日曜日の9時からやっている番組があるんですが、その中で人口問題について1時間番組でやりました。その中でいろんなデータが出てますので、ちょっとお伝えしたいと思います。まず独身者、20代で結婚意思がどのくらい持っているかと、結婚したいという気持ちがどのくらいあるかというところ、20代で女性が64.6%、男性が54.5%、30代で女性が46.4%、男性が同じ46.4%なんですね。40代、50代、60代って、だんだん減っていくわけなんですけど、結婚の意思のある人は、半数以上は20代はいるということですね。

それから、将来子供を持ちたいかという、対象が17歳から19歳の人1,000人に聞きました。そうしたところがですね、必ず持つ、多分持つという方が46%、多分持たないという人が10%ぐらいですね。絶対持たないという人もいますね。あと、分からないという方が3分の1ぐらいというふうなことでした。

それと、理想の数の子供について。理想の数の子供を持たない理由、何で子供を持たないかと。子育てや教育にお金がかかり過ぎるとというのが52.6%なんですね。高年齢で産むのは嫌、40.4%。欲しいけれどもできない、23.9%。育児の心理的・肉体的に耐えられない、23%。あと健康の理由とか、自分の仕事に差し支えるとか、いろいろありますが、子供を持つことによるメリットはですね、将来の安心につながるというふうな回答もありました。

それと、50歳時点での未婚率、いろいろ努力したけど結婚できなかったと、50になってもですね。そのときには、それは1970年、今から55年ぐらい前ですか、50時点で結婚できてない人はですね、女性が3.3%、男性が16.37%ですね。2022年のデータでは、3.3%が16.37%に上がってます。男性はですね、50歳になっても1回も結婚したことがないという人が25.6%、4人に1人が結婚しないまま50歳になっちゃってるというふうなことなんですね。いろいろ理由はですね、経済要因、将来の不安とか子育てへの不安、あるいは所得、名目賃金とか実質賃金、なかなか給料が上がらないというふうなことなんですけど、松田町でも子育て世代に力を入れてますが、やはりですね、子育て世代に優しい社会

をつくることができますね、住みやすい社会をつくることにつながるというふうなことなんです。これからも子育て世代に優しい社会をつくってもらいたいというふうに思います。政府は来年度からですね、異次元の少子化対策を行うということですが、お金ではなくてですね、実のある政策をお願いしたというふうに思うという意見もかなりありました。

それと、今はですね、出会いが減ってる、コミュニケーションがうまく取れない、希望を実現する社会になってもらいたいというふうなことで、今後はですね、東京や大都市の過密社会と地方の過疎社会に二極化されるであろうというふうな見込みが出てます。今、地方自治体では、非常な危機感を持っています。出会いが減ってる。だけど本人は至ってのんきで、親が一生懸命お相手を探し回っている。コミュニケーションがうまく取れないなどの人が多く、そういう人たちの希望を実現する社会をつくるため、ただの婚活パーティーだけではなくですね、自治体内に結婚相談所的な結婚支援活動を多くの自治体が行っています。愛媛県では、ビッグデータを活用して愛媛方式と言われる愛媛結婚支援センターを開催し…。

副 議 長 飯田議員、時間ですので、そろそろまとめていただきたいと思います。

1 1 番 飯 田 もう終わりです。全国からですね、注目を浴び、同じシステムを導入する自治体も出始めているということです。松田町もですね、一步踏み込んで公営の結婚相談所を開設し、人口増加策を今よりさらに積極的に行ったらいかがでしょうか。町長の決断をよろしくお願いします。人口問題とSDGs目標11、住み続けられるまちづくりを目指して、よろしくお願いします。

時間ですので、以上で終わります。どうもありがとうございました。町長、よろしくお願いします。

副 議 長 以上で受付番号第6号、飯田一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。10時15分から再開いたします。 (10時01分)

副 議 長 休憩を解いて再開します。 (10時15分)

受付番号第7号、武尾哲治君の一般質問を許します。登壇願います。

2 番 武 尾 おはようございます。議長のお許しを得て質問をいたします。受付番号第7

号、質問議員、第2番 武尾哲治。件名、A I オンデマンドバス「のるーと足柄」事業が持続可能となるために。

3年目をめどにしたA I オンデマンドバス「のるーと足柄」の実証実験が行われており、来年度は2年目となります。路線バスの減便も予定されるなど、将来的に公共交通はA I オンデマンドバスに頼る場面がますます増えることが予測されます。そのためにも、この事業を持続可能にする必要がありますので、以下を伺います。

- (1) 現在の利用状況について。
- (2) 収支の状況について。
- (3) 来年度の目標と計画について。

以上、よろしく願いいたします。

町 長 それでは、武尾議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、A I オンデマンドバス「のるーと足柄」の実証実験につきましては、本町において65歳以上の高齢者人口のピークが過ぎている一方、高齢化率は上昇傾向である中、今後、高齢者の免許返納や若い世代のマイカー運転機会の減少などにより、様々な年代の移動需要に対応した公共交通サービスを進めていくため、町地域公共交通会議での協議において、新モビリティサービスの必要性などのニーズ調査を行い、その調査結果において、新たなモビリティサービスの導入希望への意見が多かったため、町地域公共交通計画案において、基本方針や目標の中に位置づけ、令和5年10月23日からA I オンデマンドバスの実証実験を開始しております。

これは、町民の生活圏内における既存交通を補完し、多様なニーズに柔軟に対応できる新たな移動サービスとしてA I 活用型運行システムを採用した路線バスとタクシーの中間に位置する新たな乗合バスの交通施策となります。この事業は、2026年までの3年間を実証実験期間と位置づけ、運行における課題の洗い出しや整理を行い、本町に合った公共交通スタイルを確立していくもので、路線バスを補完しながら、今までサービスが行き届かなかった地域や時間帯をカバーすることができ、町内等に設置する乗降場所も多く、利用者の自宅の近

くにて乗り降りできるようにしております。本事業は、乗客8人乗りのワンボックスカーを使用し、令和5年10月23日からバス2台、11月1日から2台を追加し、現在、合計4台にてAIオンデマンドバスの実証実験を行っております。

では、1つ目の御質問にお答えいたします。利用状況につきましては、11月から2月末までの利用状況を申し上げますと、1日当たり平均利用者人数が、11月が68、12月が77、1月が76、2月が62となっております。定額制パスポートを持っている方の利用の割合が約6割、それ以外の利用者は約4割でございます。「のり一と足柄」に利用登録いただいている人数を見ますと、10月23日の開始時点で261人、10月末で378人、11月末で635人、12月末で759人、1月末で971人、2月末時点で1,076人となっております。着実に増加しているところがございますが、ニーズ調査を基にした当初の見込みと比較すると、約20%ほどとなる状況ですので、今後も登録だけで終わることなく、乗車していただくよう、周知活動を強化してまいります。

次に、2つ目の収支状況について申し上げます。令和5年度末の収支見込みでございますが、収入として町からの委託料が5,500万円と、当法人へ利用者からの運賃収入の3月末までの見込みといたしまして約5か月間にて約400万円と、そのほか、本事業への協賛、賛助金等約600万円を合わせて合計収入として6,500万を見込んでおります。支出といたしましては、運行システム構築費やミーティングポイントの設置料、車両4台の運行委託料や燃料費、システム利用料、運営に関する事務費等として、令和5年度末総額で約9,300万を見込んでいることから、令和5年度事業の収支は、約2,800万円ほどのマイナスとなる見込みでございます。なお、このマイナス分につきましては、一般社団法人足柄オンデマンドが負担することになりますが、開業半年間は初期投資がかかっていることもあり、これから本格的に利用者が増えることでマイナス分を徐々にプラスに転換していくものと見込んでおります。

3つ目の御質問にお答えをいたします。まず、現時点での収支だけ見ますと、デマンドバス運行の継続が非常に厳しい状況でございますので、この半年間の結果を踏まえ、持続的な運行に向けて随時運賃の見直しや車両台数及びバス停

等の再検討を行うとともに、4年目となる令和8年度からは完全自走する事業として、利用者の目標数値やそのほかの収入増加に向けた事業計画を定めてまいります。

本システムの乗車人数については、2月末現在までで約8,500名となり、1日1台当たりの利用平均人数は約20人でございますので、令和6年度末までには約8万6,000人とし、1日1台当たりの利用平均を約60人まで増やすことを目標と掲げております。事業計画においては、現在町民や利用者からの御意見、御要望を踏まえて、松田町と大井町の一部で運行しているところではありますが、それに加えて、開成町を運行エリアとして拡充していくことを想定しております。これからは、開成町や関係機関との調整を進めていきたいということになります。また、利用者からの要望が多い乗車時のキャッシュレス決済への対応、定額制パスポート以外の利用者アップ、車両への広告収入増への営業活動強化などに取り組んでまいることとしております。以上でございます。

2 番 武 尾 ありがとうございます。それでは、詳細等の再質問をさせていただきます。まず、現在の利用状況についてなんですが、この事業の当初行われていました町民に対するアンケート等を取ったときのニーズとですね、運行を始めてから得られたデータのニーズの違いは何かございましたでしょうか、お聞きします。

参事兼政策推進課長 それでは、お答えをさせていただきます。まずですね、この新モビリティ推進事業につきましては、その前にですね、アンケート調査をかけております。配布的には1,100世帯にですね、配布をし、回収率561世帯ということで、回収率51%というような状況でございます。

併せてですね、出口調査というのもやっております。その現地に買い物あるいは病院等に行きまして、どのくらいニーズがあるかというような調査をさせていただきました。その中でですね、今後の交通手段への将来的な不安、不満ということはどうですかといったときにですね、全体的には60.8%が不満であると、不安であるという回答で、中でもですね、寄地区、神山地区では77%と非常に高い数値になったところでございます。

またですね、新モビリティサービスという事業の導入についてどう思われます

かということで、こういうサービスをしますよというアンケートをさせていただきました。その中でですね、特にやっぱり寄地区と神山地区においては、70%という非常に高い数字を占めております。

またですね、会員制の必要性、会員制みたいなのがあったらいいですかというのを聞いたところですね、おおむね95.6%がそういう会員制が欲しいですということでございます。

出口ヒアリング調査というのをやりました。例えばですけど、大井町のヤオマサに行って、その出口調査もいろいろやりました。そこには大井町さんの方もいるし、松田から来てる方もおられましたので、そうした方で、特にいろんな調査したところ、やっぱり通院、買い物について、特に足柄上病院とスーパー3店、大井町を含む形では、非常にニーズが多いということがございましたので、それを含めて地域公共交通会議の中でですね、新たな事業としてこの新モビリティ事業を始めたところでございます。

それでですね、この5か月間ほど実施してきました。このようなニーズの下に運行ポイントを定めてですね、やっていました。ニーズの分析をしますと、乗車状況におきましては、一番多いのが新松田駅ですね。そして、次がヤオマサ大井町店、3番目がレストフルヴィレッジというような形で利用者のニーズがございます。降りるところにつきましても、やっぱり新松田駅、2つ目が、2番目がレストフルヴィレッジ、3つ目にヤオマサ大井町店で、4つ目にクリエイト松田店というような状況になっております。当初ですね、そういう形で多くの方が乗っていただくという条件の下にポイントを定めてやっておったところ、状況的には、やっぱり駅が一番多いというところがございました。その辺でですね、今後もやっぱりその新松田に降りてその後の確認をしたりですね、ニーズを確認しながらですね、いろんな形で調査分析をしていきたいというふうに考えております。以上です。

2 番 武 尾 今のお話をお聞きしますと、当初アンケートで予定というか、しておりましたお買い物とか通院のお客様より、いわゆる現役世代で利用する、通勤・通学で利用される方が思ったより多かったというようなことだと思います。それに

伴いですね、もう一つお聞きしたいのが、12月の議会で寺嶋議員が質問した際には、11月20日現在でパスポートの登録件数は51件という回答がございました。現在のパスポートの登録者数と、またその内容、現役世代が多いのか、それとも御年配の方が多いのか等、分かりましたら教えてください。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。パスポート登録数につきましては、12月末現在で61件になり、2月末現在、現状は67件というところになっております。全体を見ますと、シルバーパスというのがございます。65歳以上の方で1か月当たり3,000円というところが全体の52%を占めております。そのほかですね、ファミリーパス、同一世帯で1か月で6,000円というのがございます。こちらが67件のうちの全体の31%という比率を占めておりますので、やっぱり現役世代のシルバーの方がですね、非常に多いという状況になっております。以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。やはりパスポートに関しては、あまり増えていないというような状況の中で、この事業はですね、パスポート収入と、また単体乗車の収入と、どちらに将来的にはウエートを置かれているのか、お聞きします。

参事兼政策推進課長 当初の見込み、ごめんなさい、当初目標がございます。こちらのときには、最初はですね、パスポートがですね、1,000世帯当たりを目標にしようというところがございましたので、主にそちらに重点を置いているというところがございます。ただしですね、今このような状況がございます。登録は少ないんですけども、例えば、普通のアプリに登録してもらってという方も年代層で分析しております。そうした方においてもですね、例えば60歳から70歳以上につきましては、登録していただいているんですけど、おおむね7割から8割が使っているという形の人が多いです。ただしですね、20代、30代、40代、50代の方もですね、登録のあるアプリは取ったんですけど、なかなかそこで使ってないという状況が多いです。全体では30%から40%ぐらいしか、登録しただけというところがございますので、このような分析を踏まえてですね、今後、どのようにその年代を含めて利用していただけるかというところを進めていきたいなというふうに考えております。以上です。

2 番 武 尾 どうもありがとうございました。それでは、次にですね、2番の収支の状況に

ついてお聞きいたします。先ほどの御回答の中で、支出合計が9,300万とありました。これはちょっととても大きい数字であるのですが、これは、先ほどの答弁の中でも初期投資等があるよということでお話を頂き、この支出についてですね、今後は大体どのぐらい減少していくものなのかというのを、もし分かりましたらお聞きしたいです。

参事兼政策推進課長      ありがとうございます。まず初期投資につきましては、主にこのAIのシステムの構築費というのがございます。そちらが2,000万近い部分がございます。そういうものが減ってくるというところがございます。また、ポイントですね、ポイントも最初の設置するところが245か所ありますので、そういう費用につきましてもですね、400万近いお金のほうがございましたので、そういうふうなものが今後少なくなっていくという形になります。そのほかですね、当初見込んでいたいろんな広告料とかいろんなものがあります。リーフレットがあります。そういう部分につきましても縮小する、減少するという経緯がございますので、金額的には、今幾らというのは言えないんですけど、そういうものが減ってくるという状況でございます。なので、それ以外にですね、全体を今回のを見ますと、支出のほうの中で、特にやっぱり運賃の、ごめんなさい、運行委託料ですね、その辺が結構予定の目標よりちょっと違ってましたので、その辺はしっかり法人等と連携をしながらですね、いかに抑えるかというところがございますので、その辺の削減に努めていく形になります。以上です。

2 番 武 尾      どうもありがとうございます。それでは、別の質問をさせていただきます。現在ですね、5か月で約400万円の運賃収入ということでしたので、これによりますと、約、年間で考えますと1,000万円の運賃の収入状況だと思います。今後、「のーと足柄」を持続可能な事業にするためには、年間の運賃収入の目標は、大体どのぐらいで考えられているかを教えてください。

参事兼政策推進課長      ありがとうございます。6年度においてはということで、答弁のほうにもさせていただきました。12か月間を含めてですね、8万6,000円を目指すという形になりますので、おおむね2,600万円ほどになります。今より1.5倍以上の。ただですね、これで満足することなくですね、6年度、7年度、本格運行までにはですね、



さらに上げていくような形になると思いますので、それに対する収入の考え方とか、あと先ほど言った歳出をどう抑えていくとか、ポイントをどう見直すとか、車の台数を検討するとか、様々な取組を、課題が出てきてますので、それを、今年度見えたものを来年度に生かして計画をつくっていきたいというふうに考えております。以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。確かにこの運賃収入の増加の主軸となるのはですね、利用者増が必要不可欠、当たり前なことなんですが、だと思っております。ただ、私の周りでもこのオンデマンドのバスの利用方法を知らない方がまだ多数いらっしゃいます。住民説明会はですね、10月21日を最後にして、11、12、1月は行われてなかったと思います。そして、2月は毎週水曜日午後に説明会を行うという広報での記載もございました。今後のこの説明会等の御予定がございましたら教えてください。

参事兼政策推進課長 ありがとうございます。まず、今年度、令和5年の4月19日から始めたPR活動でございます。先ほど説明されたとおりですね、令和5年の9月からですね、9月は計6回、城山地域集会施設ほかで行っております。5年の10月につきましては11回、様々な地域集会施設ほかでやっております。その後ですね、12月の20日午後1時からですね、スプラポの施設を活用しまして説明会をしております。その後、令和6年の1月24日、子育て支援センターでも行ってございます。また、周知につきましてはですね、ポスターの掲示をはじめ各飲食店等にも掲示をしながら行っているところでございます。また、産業まつりの出店時にもですね、ブースを用いて「のるーと足柄」の紹介、販売、そこでは1件のパスポートが契約ができたというところも聞いております。その後ですね、令和6年度につきましては、今のところ3月、4月の説明会を予定をしております。3月は一応14日、4月は16日、30日というところで、また周知をさせていただいて幅広く進めたいと思います。ここにつきましてはですね、問合せ先がございますので、個人的に説明してほしいということがありましたら、のるーとの台車番号とかいろいろありますから、直接することもできます。例えば、大井町さんのほうにもですね、松田町が、私たちのほうが地域公共交通、大井町の地域公共交通に入って

いい事業だというふうに言われながらもですね、分からないよと言われたときには、出前出張をするということも言っておりますので、併せてそういう周知で取り組んでいきたいと思っておりますので、周知のほうは御協力をお願いしたいというふうには考えております。以上です。

2 番 武 尾 どうもありがとうございました。それでは、3つ目、来年度の目標と計画についてお聞きします。先ほど御回答頂きました、4年目からは完全自走する事業として「のるーと足柄」を推進していくためには、1日1台当たりの利用平均人数を約3倍に増やすという目標だということでした。来月のですね、4月から法律が変わりまして、ドライバーの拘束時間が短くなるかと思われまます。その影響を受けずにこの3倍にしていこうというようなことの対応をどうお考えになっているかをお聞きします。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。まず、4月からという、恐らく改善基準告示が改正されますというようなことですね、いわゆる自動車運転士の業務、ドライバーにいわゆる上限規制を適用しますというような話だと思います。こちらにつきましてはですね、まず、バス運行につきましては、法人から各事業者ですね、バス事業者さん、タクシー事業者にお願いをして委託事業としてやっております。この辺の基準はしっかりですね、各バス会社さんが事前に会社としてこの規定に基づいて告示をするとなります。そして、その人を派遣していただくというところになりますので、もしこの辺の基準に満たない方については、入れ替えながら運用をするというような形になってきますので、その辺はしっかり確認をしながら進めていきたいというふうには今考えているところでございます。以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございました。それではもう一つ、「のるーと足柄」という名前を名づけたということですね、この足柄地域全域を運行エリアにするような計画に将来されていると思います。今後、乗り入れる町からですね、例えば費用の負担金を頂くようなことについてはどのようにお考えになっているかをお聞きします。

参事兼政策推進課長 ありがとうございます。現在ですね、大井町さんの一部エリアに入ってます。まず、大井町さんのエリアに入るためには、町の地域公共交通会議に参加しなく

てはいけないというのがあります。そして、私たちのほうが入って、説明をして、こういう形で、例えば大井町のヤオマサさんに行きますよというような話をして了解を得るところでございます。そうした中でですね、大井町さんのほうが、これはまだ調整はしておりませんが、大井町さんのほうも今後ですね、やっぱり地域ニーズがあるということを言っておりますので、その辺の負担については、今後協議会同士でですね、調整をしながら進めて、応分の負担も検討の一つとして進めていきたいというふうには考えております。また、大井町さんのほうも賛同を得てる、今得てるという状況じゃありませんけども、そういう意見は出てますので、併せて報告をさせていただきます。今後は、開成町にも拡充していきますので、その辺も含めて、応分の負担をとということを念頭に置きながらですね、やっぱり考えていかなければいけないと。それは先ほど言いましたとおりですね、運賃の見直し等も含めてですね、やっていかなくちゃいけない部分もありますので、やっぱり松田町の税金でやっている以上は、その辺も含めてやっていきたいというふうに考えております。以上です。

2 番 武 尾 ありがとうございます。この「のるーと足柄」、昨年からの立ち上げについては、素晴らしいスピード感で立ち上げられたというふうに見ております。今後はですね、運営とか経営に移ってまいることかと思えます。全国でもまだ症例の少ないこのA I オンデマンドバスの町民の期待はとても大きいものだと思います。この「のるーと足柄」を軌道に乗せて、より暮らしやすい松田町にするために、これからも御尽力いただきたいと思えます。以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

副 議 長 以上で受付番号第7号、武尾哲治君の一般質問を終わります。

受付番号第8号、秋田谷光彦君の一般質問を許します。登壇願います。

5 番 秋 田 谷 よろしく願いいたします。それでは、議長の許可を頂きまして、一般質問をさせていただきます。

受付番号第8号、質問議員、第5番 秋田谷光彦。件名、行政への無関心と女性の社会活躍について。

要旨。（1）令和元年の町会議員選挙は無投票でございます。昨年の選挙は

かろうじて選挙戦となりましたが、行政への関心低下を露呈したという感じがいたします。特に投票率も低く、改善の必要があります。来年は町長選挙もありますが、行政としての対策をお聞かせください。

(2) 女性活躍について、国は目標を掲げています。町も計画を立てていると思いますが、活躍の場を考える必要があると思います。各種団体や審議会、地区役員、議会も女性が少数で男女比が適正とは言えません。一層の女性の社会進出を期待しなければ、これからの日本は成り立ちません。そういう時代になりました。施策を伺います。お願いいたします。

町長 それでは、秋田谷議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

初めに、選挙の執行につきましては、選挙管理委員会が所管をしておりますので、本来私の立場にてお答えすることは控えなければいけないとは思いますが、御質問を頂きましたので、私の考えとか感じていることについて述べさせていただくということで、御承知のほど、よろしくをお願いいたします。

投票率につきましては、投票日の天候の影響や有権者の関心などに左右されますが、近年の選挙で申し上げますと、国政の選挙は微増であるものの、町長選、町議会議員選ともに投票率は下落傾向であります。各選挙の世代別投票率においても、18歳、19歳の投票率よりも20代から30代の投票率が最も低く、年代を重ねるごとに投票率が上がってまいりますが、80代以降になると投票率が下がるというふうな傾向が見受けられます。

選挙管理委員会では、これまで有権者に関心を持ってもらい、投票率を上げるために様々な取組を行っておられ、令和5年の町議会議員選挙では、初めて町議会議員の選挙公報を作成し、町内全ての世帯に配達をされております。期日前投票期間や投票日には、広報車で未投票の方への投票を促したり、令和5年の町議会議員選挙からは、最新の選挙は、投票率を防災無線で放送するなど、周知が行われております。

今後のさらなる改善策として、先ほど概略をお伝えさせていただいたとおり、世代別投票率は、20代から30代の世代の投票率が一番低いので、その世代を中心に底上げについて対応するのが望ましいのではと感じております。20代から

30代の投票率が低い主な理由として推測しておることはですね、選挙や政治が分からないとか、興味がないとか、投票したい候補者や政党がないとか、仕事や趣味が忙しいとか、投票所に行くのが面倒などなど様々な理由じゃないかというふうに推測しております。

選挙管理委員会では、現在若い世代の方を対象に、二十歳のつどいの場において、選挙啓発の物品の配布を行っておりますが、今後さらに選挙の関心を持っていただけるよう取組を行うのがよいのではないかと感じております。選挙や政治が分からない、興味がないということであれば、町行政がやっていることをもっと知り、参画していただく必要があります。土・日に開催する行事や町政懇話会、スポーツイベント、また新たに庁舎見学などを開催し、行政の関心を醸成させる機会を設けることや、期日前投票や投票日の投票立会人を選挙権を持つ若い世代に選任するなど、選挙に関心を持つ機会の確保につながると考えております。

投票したい候補者がいない、政党がない、仕事や趣味が忙しいということであれば、町広報やホームページを活用し、今まで以上に分かりやすい選挙の紹介や期日前投票、不在者投票などの制度の丁寧な掲載はもちろんのこと、デジタル化時代に即した若い世代がなじみやすいSNSなどを活用し、若者の関心を引く選挙情報の発信をするなど、新しい取組も必要ではないかというふうに考えております。

また、選挙管理委員会から教育委員会に依頼をして、次世代を担う子供たちに大切なことは、みんなで決めるという民主主義のルールを体験してもらうために、小学生や中学生の世代を対象に、学校内のルールを決めるときは、基本的には児童・生徒が話し合いで決めておりますが、選挙などという手法を用い、学校内でのルールを決めるとか、中学校では、生徒会長を決める選挙はありますが、小学校は学校生活に選挙を体験することがないので、選挙というものを通じて民主主義のルールを体験する機会を設けてもらうなどをお願いするののも一案かというふうに思っております。

さらには、投票所に行くのが面倒という理由であれば、若い世代のみならず

高齢者の方を対象に、駅前など、人が集まる場所に期日前投票所の設置や移動期日前投票所の実施、高齢者の移動支援として社会福祉協議会への委託や「のる一と足柄」などを利用して投票所へ行くなどの取組について、今後も検討されるのがよいのではと思う次第でございます。私も投票率が上がり、町の未来をみんなで決める町になることが望ましいと考えておりますので、可能な限り対応をさせていただきます。

2つ目の御質問にお答えをいたします。初めに、現在の松田町男女共同参画プランについては、令和4年4月に改定を行い、令和5年から令和9年までを計画期間として、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会を目指しております。

令和4年度に実施いたしました町民アンケート調査や2020年国勢調査における男女共同参画の意識に関するデータでは、固定的性別役割分担意識として、夫は外で働き、妻は家庭を守るという質問に対して、5割が賛成しないという結果であり、賛成すると回答した割合は、女性に比べて男性が多い結果となっております。町内事業者の現状では、正職員及び管理職の男女比率では、正職員の7割以上が男性で、管理職に占める女性の割合は17.6%と非常に低い状況でございます。自治会、地域の現状では、令和4年度の町内自治会アンケート調査において、過去5年間で女性自治会役員数は、男性に比べて非常に少なく、特に自治会長は0人となっております。ちなみに、役場職員の女性職員比率につきましては42.3%、女性課長級の比率23.1%となっておりますので、今後課長級の比率が上がってくるというふうにも感じております。

そうした中、町としての施策展開については、基本目標として「男女がお互いに尊重し、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野で個性と能力を発揮できる社会へ」を掲げ、その実現に向けて政策、方針、組織における意思決定過程への女性参画を位置づけております。その主要な施策といたしましては、管理職を目指す女性への支援と、経営者の意識改革や地区役員等への女性参画意義

への理解促進に取り組むこととしております。

一層の女性の社会進出には、その環境づくりを進めていくことが重要であるため、本町では、平成28年度より町民の声を聞きながら地方創生推進事業交付金を活用し、子育て、仕事、健康の3つの要素を基に、町の魅力向上に取り組むことで、女性自身のやりたいこと、そのために時間が取れるようになることなど、心に余裕を持ってもらうための一助として、旧松田土木事務所の跡地を活用し、女性活躍推進拠点施設を中心に事業を進めているところでもございます。

また、女性の社会進出については、早い時期からの男女共に意識改革が重要であることから、現在、当町では、各小・中学校において、SDGsの取組の中で、開発目標の5番目であります「ジェンダー平等を実現しよう」の中の女性のリーダーシップの確保について、教育の観点から学びに取り組んでいるところでもございます。一人一人の個を尊重し、様々な価値観を共有するため、女性を含めた多様性社会における社会進出は、大変素晴らしいことと考えます。その一方で、女性の考え方や思いは様々でありますので、町といたしましても、男女共に同様な立場において活躍したいと考えているかどうかについて、さらなる研究、ニーズ調査を行い、男女共同参画社会を実現するための基本理念に基づき、地域の特性を生かした施策展開を引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

- 5 番 秋 田 谷 ありがとうございます。選挙関連問題は所管が違うということで、選挙管理委員会の所管ということでございますが、町長から丁寧に御説明を頂きまして、誠にありがとうございます。

いましばらく選挙問題をちょっとお付き合いをいただきたいなと思っております。戦後の町村議会の投票率は、昭和26年から資料が残っているようで、調べさせていただきますと、その当時、全国平均が95.92%だったそうです。今では考えられない数字でございます。それが、90%台が昭和50年代まで続いたそうですけれども、昭和60年代から下がり始め、令和5年の後期統一選挙では55.49%まで下がり、松田町の議会選挙では56.28%でございました。ち

なみに、全国の市議会議員選挙は44.51%まで下がっておるそうです。専門家は、地方議員の成り手不足と投票率低下は、議会制民主主義崩壊の危機と発言しております。昨年後半の統一選挙のデータによると、373の町村のうち123の町村で無投票です。20の町村では定員割れとなっております。これは、後期の統一選挙でございまして、前期はこれよりまだまだ多い553町村があったわけでございますけれども、私がちょっとパソコンができないものですから、後期しかちょっと調べることができませんで、大変申し訳ありません。

また、地方議員だけではなく。町村長の成り手が少なくなり、後期の場合に56%に当たる70町村で立候補者が1人だけで、無投票当選が決まり、有権者が投票の機会を失う深刻な状況です。全国の町村は926町村があるそうですが、来年はまた松田町も町長選挙がありますが、当事者として町長に一言思いをお聞かせいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

副 議 長 秋田谷君、そのような質問は控えたほうがよろしいかと思っておりますので、申し訳ございません、そのまま続けていただいてもよろしいでしょうか。

5 番 秋 田 谷 それでは、国も投票率を底上げをしたいということで、若年層のまた意思を酌み取ろう、そういうことで投票年齢を18歳まで引き下げましたが、その効果はあつたのでしょうか。もし資料がございましたら、全国と松田町の18歳、19歳の投票率をお聞かせ願えればと思います。よろしく願いいたします。

総 務 課 長 総務課のほうで選挙管理委員会も兼任させていただいておりますので、私のほうから御報告をさせていただきたいと思っております。直近の国政選挙で申しますと、令和4年の7月10日に参議院選挙がございました。そのとき、18歳の投票率が、国のほうが40.1%、町の参議院議員選挙の投票率が53.9%。19歳のほうは、国が30.7%、町の19歳が48.4%ということで、18歳、19歳を平均しますと、国が35.4%、町が50.9%ということで、町のほうが15.5%ほど投票率のほうがよろしいという形になっております。以上です。

5 番 秋 田 谷 ありがとうございます。それでは、2番目に入らせていただきます。女性活躍についても、少子・高齢化に伴い、女性の活躍と労働力を借りなければ、これから日本の社会は成り立たない時代がやってきます。議会の問題かもしれま



せんが、松田議会も女性議員は現在お2人だけです。日本社会や松田町においても男女共同参画、女性活躍の場など、あまりにも不均衡ではないかと感じております。また、松田役場においても女性幹部の割合が少ないように感じます。町内の自治会ということで、私は自治会長も女性になってもおかしくないのではないかと感じてはおりますけれども、私の住んでおります神山自治会でも組長さん以外は幹部役員がいないように思います。町内において、自治会長さんが女性になれるような自治会は、現在そんなうわさがありそうですかね。近隣の町では、女性自治会長さんがおられるような話も聞いておりますが、松田町ではそのようなことはありますでしょうか。うわさ話だけでも構わないと思いますが、もしそういう情報がありましたらお聞かせください。

総務課長 すみません、私のほうからお答えさせていただきます。自治会につきまして、会長さんとか副会長さん等の役職の方が女性の方じゃなきゃ駄目だというお話はですね、各自治会さんからそういうお話は聞いておりませんが、今現在は、女性の方がやられているというのは、令和5年度はゼロという話なんです、そういうような制限を設けてるとか、そういうお話は、うちのほうは聞いたことがないので、そこら辺はオープンにされていると思っております。以上です。

5番 秋田谷 松田町では、こういうような保守的な町でございまして、松田町においては、女性町長が誕生するより自治会長さんが生まれるのが難しいかなという感じで私は感じております。第6次総合計画の冊子の中におきましても、その中にこれから町が支援をしていくと、そのように示されておりますので、なお一層女性の、各分野に女性登用が進むことを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

副議長 以上で受付番号第8号、秋田谷光彦君の一般質問を終わります。

次は私、南雲まさ子の一般質問となりますので、議長を飯田一君と交代いたしますので、議長席に移動してください。

( 飯田一議員 議長席に着席 )

仮議長 仮議長となりました飯田一です。よろしくお願いいたします。

引き続き一般質問を行います。受付番号第9号、南雲まさ子君の一般質問を

許します。登壇願います。

10番 南 雲 議長のお許しを頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。受付番号第9号、質問議員、第10番 南雲まさ子。件名、空き家・空き地対策について問う。

要旨。空き家・空き地は少子高齢化社会の進展に伴い年々増加し、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、対策の推進は欠かせないと考えます。

(1) 本町の空き家・空き地の現状と対策についてのお考えは。

(2) 令和5年12月13日「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行されました。この法律は空き家に関してですが、空き地も含め町としてどのように対応されていくのか。

(3) 空き家・空き地の有効活用につながる「空き家・空地バンク制度」の現状と課題について。お願いいたします。

町 長 それでは、南雲議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1つ目の本町の空き家・空き地の現状と対策及び3つ目の空き家・空地バンク制度の現状と課題について、ちょっと同様な内容になることから、まとめて回答させていただきますので、御承知のほど、よろしく願います。

まず、空き家等の現状につきましては、町が把握している空き家及び空き地と思われる件数を申し上げますと、令和3年度に空き家等の現地調査を実施したところ、松田町全域で139軒の空き家等を確認しております。また、空き地につきましては、人口減少や相続放棄などにより今後も増加していくことが予想されますので、現在、空き家と同様に空き地がもたらす影響や土地基本法、所有者不明土地法などにに基づき、空き地における規定等を定めて実態調査等を進めておるところでもございます。なお、空き地の活用状況につきましては、空き家・空地バンクに7件登録をされている状況です。

次に、空き家等となる主な要因、課題については幾つかありまして、1つ目として、高齢化の進展や相続放棄などにより所有者が特定できないとか、2つ目、活用や除去の意思がないとか、3つ目、情報・知識不足とか、4つ目に、空き家等の改修や解体費用を負担できないなどがあります。課題解決に必要な

対策としては、平成19年度よりスタートした空き家バンク制度によって、空き家等の所有者等の意向などを踏まえて空き家バンクに登録していただいております。所有者等とのマッチングや空き家対策における町の支援事業等の情報提供を行っております。この空き家バンクとの政策間連携として、平成28年より空き家バンク掲載物件に入居された方を対象に家賃を補助する民間賃貸住宅家賃補助制度も同時に施策展開をしております。

また、相談窓口の一本化を図ることを目的に、令和3年度になりますが、国の住宅市場を活用した空き家対策モデル事業に申請し、採択された空き家の利活用を促進する地域コミュニティ協働型「まつだ移住相談所」を設立し、町内から移住相談所の委員を中心に、実際に空き家利活用等に必要な知識や地域情報等の研修プログラムを受講していただき、空き家所有者からの相談やマッチング支援など、官民連携により取り組んでまいりました。さらには、令和5年度より空き家の活用促進及び定住支援を目的に、空き家改修事業補助金及び解体事業補助金制度を創設し、空き家活用に向けて取り組んでいるところでもございます。

その結果、令和3年度の空き家・空地バンクの登録件数は、町全体で延べ125件、うち空き地としては8件で、空き家の成約件数につきましては、松田地区で3件、寄地区で4件、計7件。空き地の成約件数につきましては、松田地区2件、寄地区0件、計2件でございます。令和4年度におきましては、登録物件数が153件、そのうち空き地は11件でございます。空き家の成約件数は、松田地区8件、寄地区6件の計14件となっております。空き地の成約件数は、松田地区で2件、寄地区1件の3件でございます。令和5年度現在の状況では、登録物件数が164、そのうち空き地が13です。空き家の成約件数につきましては、松田地区で3件、寄地区で2件、合計5件。空き地の成約率については、松田町は0件で寄地区1件の合計1件というふうな状況でございます。

本町にとって、地域資源を活用した空き家・空地バンク制度は、定住・移住に向けて期待できますので、今後も地域の皆様方や不動産業者様等の民間事業者、法律などに関する専門家と連携して、移住・定住者や民間事業などへの周

知方法を強化するなど、引き続き定住対策に取り組んでまいります。

2つ目にお答えいたします。危険な空き家等につきましては、管理不全空き家や特定空き家について、政府は空き家対策を推進するため、周囲に悪影響を及ぼす特定空き家等の除去等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空き家等の有効活用や適切な管理を確保し、空き家対策を総合的に強化するため、特別措置法の一部改正が2023年3月に閣議決定され、6月に可決成立いたしました。この改正案は大きく4つございまして、1つ目は所有者の責務の強化、2つ目に空き家等の活用の拡大、3つ目が空き家等の管理の確保、4つ目に市町村の特定空家等の所有者に対する報告徴収権の付与及び緊急代執行制度の創設でございます。

本町では、まず昨年12月に法改正における管理不全空き家等において、令和3年実施の空き家等実施調査を基に、所有者等の確認と法に定める、放置すれば特定空家等になるおそれのある空き家の現地確認を、準備が整い次第、その情報を基に、管理不全空き家等と思われる物件の所有者等への指導・助言を行ってまいります。併せて、法改正に伴い、町空き家等対策計画においても、管理不全空き家等については規定等を定め、実効性がある改定を現在進めておるところでございます。

そのほか、法改正における対応につきましては、原則法令規定に基づき、町の地域性や行政の役割、所有者等の役割分担を含め、優先順位の高い案件から、関連団体や民間事業者と連携・協議を行い、空き家の活用や予防に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

10番 南 雲 一定の御答弁を頂きましたので、再質問を行わせていただきます。全国で増え続けている空き家・空き地が適切に管理されずに放置されれば、景観上の問題にとどまらず、防災や防犯、衛生面などで地域環境に悪影響があり、対策を強化していくことは重要だと考えます。私も町民の方から空き家・空き地の苦情や御相談を頂くことがあります。

そんな中、職員の方の御努力もあつたと思いますが、宅地になったところも

あります。国により、2015年に全面施行された空家等対策の推進に関する特別措置法、すなわち空家法により、倒壊のおそれのある空き家を特定空家等と規定し、自治体が立入調査や除却の命令、除却の代執行が可能となりました。そのことにより、空き家の除却や修理・修繕が各地で進められてきました。しかし、人口減少や高齢化により、総務省の2018年調査によると、賃貸・売却物件や別荘などを除き、使用目的のない空き家は全国に349万戸あり、1998年からの20年間で約1.9倍に増えています。国交省は、このままのペースでは2030年に約470万戸まで増える推計をしていて、放置され、特定空家等となる前の対策が欠かせなくなっています。

本町においても同様と考えます。隣の空き家の庭の木が大きくなってしまい、いつ倒れて自宅が潰されるかと思うと、とてもストレスになっていると、御相談は深刻となっています。御答弁に、本町の空き家・空き地の状況は令和3年に139件あり、空き地についても今後増加していくことが見込まれると、状況は厳しいです。このような空き家等の所有者が問題を相談しやすくするための相談体制の環境を整えることが大事だと思いますが、本町のお考えを伺います。

参事兼政策推進課長

御質問ありがとうございます。まず、松田町の空き家の相談の窓口ということでございます。令和ですね、3年度に、松田町移住相談所というのを設立しました。ここはですね、移住を含めたものとですね、その空き家に対する相談を兼ねてやっております。令和3年度におきましては12件の相談がございました。そして、令和4年度14件、これ空き家だけです。令和5年度において、現在まで16件の空き家の相談ございます。そのうちの6割、7割はですね、空き家に入りたいとか、いいところありますかとか、そういうものが主なものでございます。危険な、いわゆる特定空家等と想定されるような案件については、ほとんどないような状況でございますので、その辺も含めてですね、今後法改正も含めてですね、広く所有者等の責務の周知でですね、を徹底していきたいというふうに考えております。

またですね、空き家の相談があったときに、町のほうにあったときにですね、令和2年に空き家・空き地対策のワーキングチーム、町の部局の、各部局です

ね。税務課をはじめ、まちづくり課をはじめ、そのまとめが定住少子化担当室というところで今やっております。そこでもですね、いろんな議論をしてですね、その空き家に対してどうするかというのをまず一步、窓口として受け入れて調整するという会議体もございますので、その辺も併せて今後進めていきたいというふうに考えております。以上です。

10番 南 雲 今後、一本化の窓口を設けるという御答弁でしたが…ごめんなさい。現在も町民の方が相談したいと思って、多分ホームページとかを見ると思いますが、そういうような御案内が全然なくて、小田原市さんでは令和5年度から空き家相談窓口をワンストップとし、市民から相談しやすくなったと、相談件数が令和4年の4倍になったそうです。小田原市さんのホームページには空き家をどうにかしなければいけないが、どこから手をつけてよいか分からないとお困りの空き家所有者、利活用、リフォーム、建て替え、土地の境界、相続などの空き家に関する様々なお悩みにワンストップで対応しますと掲載されています。小田原市さんのように、本町の空き家・空き地をどうにかしなければならぬとお考えの方に相談しやすくするために、ワンストップ窓口の案内をされたらと思いますが、御見解を伺います。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。先ほどですね、令和3年度に立ち上げた、移住ってこの名前が多分いけないと思うんですけども…いけないというか、ごめんなさい。最終的には移住に向けてという形があってですね、そこでですね、そういういろんな部分の、幅広く受け入れて、SNSとかこういう形でできるようになってるんですけど、そこをちょっと名称も併せてですね、空き家の相談ここで受けますというホームページを、ちょっとうまく変えながらですね、窓口を広げていきたいというふうに考えております。以上です。

10番 南 雲 よろしくお願ひいたします。空家法の一部改正に…改正する法律に移らせていただきます。政府及び所管の国交省において、特定空家等の除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や、適切な管理を総合的に強化する必要があるとし、2023年3月に閣議決定し、昨年12月に空家法の一部を改正する法律が施行されました。改正の主な内容として、1点目として、空

空き家所有者が国、自治体の政策に協力する努力義務、2点目として、状態が著しく悪い特定空き家の予備軍として、管理が不十分な物件を新たに管理不全空き家と規定し、改善の行政指導に従わなければペナルティーとして住宅の固定資産税の優遇措置の適用されない仕組みを設ける。3点目として、空き家等活用促進区域として、市区町村が区域や活用指針を定め、用途変更や建て替え等を促進し、市区町村長から所有者に対し、指針に合った活用要請ができる仕組み。4点目として、財産管理人により、所有者不在の空き家を処分できる。5点目として、支援法人制度として、市区町村長がNPO法人、社団法人等を空き家等管理活用法人に指定できる等です。

この改正法の中で、今後の空き家対策を推進する上で、特に影響が大きいものとして、放置すれば特定空き家等となるおそれがあるものが管理不全空き家等と認定され、勧告されると固定資産税の住宅用特例が受けられなくなること、また、所有者が不明等の場合、空き家等の管理や処分を行うことができる財産管理人の選任請求権は民法上、利害関係人に限定されていましたが、空き家等の適切な管理のため、必要と認められるときは町長も選任請求が可能となります。そこで町は、管理不全空き家等と認定するためにはどのような手順を踏んでいるのか伺います。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。まず、法が改正されて、今まで特定空き家等ということで、法に基づいて指導、助言、勧告をし、さらに命令をした上で、行政のほうで代執行、法に基づく除去というようなものが、その特定空き家となり得るおそれのある前の段階に管理不全の空き家等ということで、市町村長がそれを認めて、そこでまた勧告をした場合については同じように、先ほどの税制上の特例措置が解除されるというようなものでございます。これはほかのどの市町村もいろいろ聞いてるんですけども、いろんなガイドラインを作っているところとか、今探してもほとんどありません。ありませんが、私たちとしましては、今、空き家の計画を改定します。このために改定をしています。それで、管理不全の状態の空き家等に対するフローチャートとかも作りながらですね、今その物件、先ほど139件あるその物件に対して、いわゆる特定空き家風の

空き家については15軒ほどあるんですね。あるんです。これは多分外視というか、外で見てという形になりますので。一度ここです、町としてその所有者の確認と、今後管理不全と思われる物件の139について図面で確認をして、これは行政職員です、目で見て確認するような行為に入る予定です。その中で、最終的にそのようなものを求めて、これです、どうやって判断するのかというところ、誰が決めるのか。これ市町村という話になりましたので、町がですね、特定空家の場合は審査会みたいなものをつくって、そこで確かに特定空家と定めて、そこでゴーする形になるんですけども、国のほうの制度では、この管理空き家は町がもう独自で決めて、独自でやっていいですよという形なんですね。なので、町としては一応、国のガイドラインがあります。フローチャートもあります。それに準じて進めていくという流れで、今、調整を取っています。それを松田町の空き家計画の中に、細かくではないですけども、ちゃんと定めながら、今、改定をしてるというところでございますので、最終的には特定空家等を出さない。所有者がですね、どういう意向であるのか、そこが一番大事なので、空き地もそうなんですけども、あれは空き地だよって勝手に私たち言ってますけど、いやいや、そんなことないよって。よく一番最初、この空家法ができたときに、空き家調査をさせてくださいってことで広報で流したんですね。そうしたら、私、住んでないけども、空き家じゃないという、結構苦情が来たんです。なので、やっぱり所有者等がどう今、ことになっているのか、確認をしながらやらないと、先ほどの法改正における、いわゆる町のほうに協力するというのが当たり前のことであるというふうに言ってるんですけども、そういうのを含めて連携していかなくちゃいけないというのがありますので、その辺を踏まえてこの管理不全空き家の認定…認定というか、確定を進めていくというところです。これもですね、早い段階でもう進めていますので、ある程度見えたら件数等も出てくるかというふうに思います。以上です。

10番 南 雲 今、2期の計画が素案で載ってますよね、ホームページに。そこに載っていることで計画が進められて、細かくはやっていないということなんですけ



ど、実態調査の計画とかをスムーズにするために、計画をこの管理不全空き家に定めるため、認定するための計画を細かく立てたほうがスムーズに行くと思うんですけども、その辺のお考えはいかがでしょう。

参事兼政策推進課長　そうですね、細かくは別にですね、計画なんで、大きな管理…についてはこういうふうにしています。その代わり、別にですね、今、フローチャート、こういうのがあります。これは町で国に基づいて作ったものを、じゃあ、今後どうしていこうかというものを別冊でですね、ガイドマニュアルみたいな形で作っていきますので、その辺はよろしく願いをいたします。以上です。

10番 南　雲　　お願いいたします。また、空き家等の適切な管理のため、必要と認められれば、町長は選任請求ができるようになりますが、必要と認めて選任請求ができるようにするためにはどのような手順を取られるのか伺います。

参事兼政策推進課長　そうですね、法改正の中で財産管理人の選任請求権を付与するというような話になっています。いわゆる、先ほどもちょっと議員のほうからもありましたとおり、民法におきましては、いわゆる住所や居住をしている場所に容易に戻る見込みがない場合に、利害関係者等の請求によって、家庭裁判所のところでですね、財産管理人について必要な処分を命ずる、いわゆる不在者財産管理制度等を定めています。今回その命ずる、あれですね、関係人以外に松田町長においてもその請求権が付与されていますよというところがございまして、これはですね、今後進めていく建物等の状況や所有者等ですね、所有者等の措置状況を踏まえてですね、ここは仮称、今、仮称まだなっておりますが、特定空家等審査会というのを立ち上げます。ここにおいて協議をし、必要に応じて対応するという形になってくるというふうに今は考えております。以上です。

10番 南　雲　　本当に不在者の空き家というのが、本当に今までもかなり皆さん困っていらっしゃる方が多くいられたということで、審査会、ぜひよろしく願いいたします。

それで、財産管理制度を活用するようになった場合には、申立人となる町が予納金を裁判所に納めることとなりますが、予納金の予算措置がされているのか伺います。

参事兼政策推進課長 令和6年度予算については、今されておる状況じゃございません。ただし、必要に応じて、その状況になれば財政担当として進めていきたいというふうに考えております。以上です。

10番 南 雲 よろしくお願いたします。空き家・空地バンクについての再質問に移らせていただきます。

御答弁で、令和3年から令和5年で空き家・空地バンクの登録件数は、空き家で117件、142件、151件。そのうち成約数は7件、14件、5件。空き地は、8件、11件、13件。そのうち成約件数は、2件、3件、1件と、官民連携による取組等工夫されて成果に結びついていると思います。令和6年の当初予算に民間の空き家・空き地・空き室解消に向けた若年世帯、子育て世帯及び学生居住支援、また空き家・空き地の有効活用に向けた誘導策の展開の事業が予定されていて、空き家・空地バンク事業の推進に結びつけています。このような事業のために、管理不全空き家等や特定空家等にならないための対策で、空き家等の適正管理のための周知啓発が大事となります。本町では空き家発生予防事業でリーフレットを作成し、終活講座兼空き家予防講演会として、平成29年12月、平成30年1月、2月と、3回開催されましたが、その後、このような講演会が開催されているのか伺います。

参事兼政策推進課長 そうですね、先ほど言われたとおり、予防事業ということが非常に大事だということでございます。この空き家の町の計画にもですね、予防、そして活用、最後に安心・安全、特定空家と安心・安全、この3つを掲げて取り組んでいるところでございます。この予防については、私も定住少子化担当室になってですね、どう予防してくかというところで、これ国の補助金を活用してですね、事業を進めてまいりました。29年3回開催をしてですね、終活支援事業という、「終活」という言葉を使って、空き家だけではなくて、今後のいろんな部分で終活が大事だということを掲げたところ、延べ101名の参加者ということで、どちらかという空き家というよりはやっぱり皆さん終活、変なものを残したくないな、家族にとか、そういう気持ちすごい高いのが分かったところでございます。なので、今後も福祉課と連携をしながら、こう終活事業大事だよと

いうことで進めてきた状況です。30年度にも2回開催をして、ここ延べ40人。そこでもですね、先ほどのリーフレットをしっかりと皆さんに配って、終活のノートも渡して進めてきたとこでございます。

それからですね、ちょっと時間置いて、令和4年度にですね、1月と2月に、終活という観点じゃないです。相続ですね。住宅に関して、やっぱり相続の関係もありまして、こちらは包括連携事業者さんが主催で、主体でですね、相続セミナーを延べ3回やっていただきですね、そこにやっぱり住宅の関係とかを周知をして、空き家対策に取り組んだという状況もでございます。

そのほかですね、相続に関係するものにつきましては、町民向けの税理士セミナー、令和4年度にやっております。参加者数は28名。そのほか、定住のほうであった空き家の利活用セミナー。これはウェブでやったんですけども、参加者が6名ほどだったんですけども、そういう事業にも取り組んでおります。そのほか、ちょっと福祉課に確認をしたところ、令和5年度においてあしがら後見センターによる終活に関する講演会、松田町の方は5名ほどなんですけれども、全体としては50名ぐらいの参加でですね、その終活に関する取組を町として、連携してですけども、取り組んでいる状況でございます。なおですね、介護保険の家族介護教室におきましてもですね、3月の実施を予定してるんですけども、終活に関する研修会を今進めているとこでございます。

また、先ほどの予防についてはですね、各課がですね、それぞれ、例えばお亡くなりになられた方がですね、住宅どうしようとか、そういう相談があった場合は、それぞれ担当課がそういうふうな情報提供を一緒にしてるというところと連携して、町として取り組んでいるというところを報告をさせていただきます。以上です。

10番 南 雲 本町で行われているその講演会というのは、新たな空き家や空き地の予防対策等の周知啓発のために非常に有効と考えます。茨城県の日立市さんでは、新たな空き家を生み出さないための3枚のリーフレットを作成しています。今、ひたちなか市さんからリーフレットを頂いていまして、このような、3枚ございまして、後でお渡ししますけど。このリーフレットを終活兼…終活講座兼空

き家予防講演会として、平成29年12月、平成…あ、ごめんなさい。このリーフレットを…リーフレットなんですけれども、1枚目は「空き家について困り事はありませんか」で、空き家や、居住や使用している土地・建物の所有者に対し、空き家の適正管理の必要性や、空き家になる前の予防が大切であることを発信し、固定資産税・都市計画税納税通知書に同封し送付を行っていて、相談数の増加につながっています。2枚目は「住まいの終活始めませんか」で、後期高齢者医療保険納入通知書に同封し送付を行うとともに、高齢者の目にとどまりやすい高齢福祉課や社協の窓口にあります。3枚目は空き家バンクの御案内です。3枚ともイラスト入りで、とても読みやすくなっています。そして2023年度からパンフレットを、こちらに頂いてますけど、こういうパンフレットを活用して、住まいの終活の出前講座を公民館などで行っています。パンフレットには不動産業者等の広告が掲載され、空き家バンクにつなげていく内容となっています。空き家等になってしまったからどうしようとする前の対応を考えるきっかけをつくる、このような重層的に周知啓発につながる工夫がとても大事だと思いますが、町の御見解を伺います。

参事兼政策推進課長

情報提供、非常にありがとうございます。町としてもですね、多くの方に目に届くような形の方法を模索をして今後取り組んでいくのと同時にですね、先ほど終活については非常にやっぱり町としても、どう1つの窓口にして、空き家だけじゃないところにこう結びつけるかというのがありますので、今後はですね、これ全般的に福祉課、あるいは社会福祉協議会と連携をしながらですね、終活の体制の窓口とかについても検討していきたいなど。それがいわゆる住民福祉の増進というところに絶対つながりますので、その辺はちょっと連携して情報提供しながらやっていきたいというふうに考えております。以上です。

税 務 課 長

先ほど納税…固定資産税、都市計画税の納税通知書へのリーフレットの同封ということでお話ございましたけれども、当町におきましても、定住少子化担当室で作成いたしました「空き家にしないための対策を」と、こういうような両面刷りの、納税通知書、固定資産税の納税通知書に同封をさせていただいております。

10番 南 雲 すみません、この間、頂きに行ったときになかったもので。すみません。すみません、ありがとうございます。

じゃあ、承知いたしました。ありがとうございます。じゃあ、最後に町長のほうから、この対策について御見解を伺いたいと思います。

町 長 3分ですね。御質問頂いた件については、もう本当に前の答弁もやりましたけども、本当、非常にこの松田町の財産だと思ってます。しかしながら、その財産を生かすに当たって、どうやって相談していいとかかというふうなことがあってですね、うちらも、小田原市さんの話ありましたけど、いつも、あれですよ、先にやってるんですよ。やってるんだけど、もう周知活動が本当できてないということもあります。これからはですね、来年度、新年度からは予算ちょっとお認めいただいてからになりますけども、一応チラシだとか何かいろいろなものですね、全戸配布、全てのところに全部入ります。ですので、今までこう自治会に入らなければ見れなかったような内容も全部見れることになると思うので、やっぱりそういった方こそ一番多分困ってるんだろうなというふうに思ってます。

だから、そういったことなんかもやりながらですね、やっていきますし、やっぱりこう町からやっぱり、もう既にこうやってるのが、ホームページに載せてますとか、チラシ出しました。待ってるんですね、こっちが。じゃあやっぱり浸透していかないというのはもう言ってるんですけど、なかなかこうできてないところもありますから。もう皆さん方の御協力も頂きながらになるかと思えますけども、やっぱりこう出張するとか、出ていくということ、やはりこう現場にやっぱり出ていくことが非常に大切だというふうに思ってます。その辺はしっかりとですね、事務ができるだけじゃなくて、地域の方々とのコミュニケーションができるようにしていきたいというふうに思っています。

先ほどデマンドの話もありましたように、デマンドが出ていったときに、そこで一緒に終活のことを一緒にやったりとかすることもできると思いますし、フレイル活動とか、「地域の茶の間」のときにも同じようにデマンドのやつ話をしたりだとか、要は掛け算ができるはずなんです。しかし、何となくこう縦

割りになってて、あそこでやってることは分かりませんみたいな、そんな話ですよね。それじゃあ非常にもったいないです。非常に。

先ほど終活のこともありましたけど、福祉課長が手挙げて言うのかなって待ってましたけど、言わなかったんで、あえて私が言いますけど、来年から社協さんのほうで本格的に終活活動について、予算をもらってですね、地域の方々の御心配方をやっていくというような事業もあります。やっていく予定でいます。あくまで予定ですね。そういったことなんかも、全くやってないんじゃないくて、やってるんです。ただ、そこをこの場で終わらせるんじゃないくて、町民の方々がとにかく知っていただくというものに注力をして取り組んでまいりたいというように思っています。以上です。

10番 南 雲 ありがとうございます。以上で一般質問を終わらせていただきます。

仮 議 長 以上で受付番号第9号、南雲まさ子君の一般質問が終わりました。

副議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

( 南雲副議長 議長席に着席 )

副 議 長 暫時休憩といたします。休憩中に昼食を取ってください。午後は1時より再開いたします。 (11時45分)

副 議 長 休憩を解いて再開します。 (13時00分)

神奈川新聞社より、録音、パソコン使用の申出があり、許可をいたしておりますので御承知おき願います。

受付番号第10号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

8 番 田 代 ただいま議長から許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

受付番号第10号、質問議員、8番 田代実。件名、新松田駅周辺整備事業の町における推進体制とジビエ処理加工施設の今後の運営について。

要旨。1、令和6年度新松田駅周辺整備事業予算は8,613万円で、都市計画決定に向け、地区計画の検討や施設建築物等の基本計画案、権利変換計画モデル案作成業務など、重要な案件が計上されています。

一方、その推進体制は、駅周辺事業推進担当室が昨年4月に設置されましたが、専任職員は1名のみで、室長は課長が兼務とのことです。松田町最大規模

のプロジェクト事業に取り組むため、令和6年度以降の町の推進体制のお考えについて伺います。

2、ジビエ処理加工施設は、町が嘱託員を雇用し、昨年10月にスタートしました。2月までの利用者数、搬入頭数、食肉加工量と販売実績、今後の運営に対する行政からの支援や地域資源としての活用など、具体的なお考えについて伺います。

よろしく申し上げます。

町 長 それでは、田代議員の御質問に順序お答えをさせていただきます。

1つ目の御質問であります、新松田駅周辺整備事業につきましては、まず令和6年度の予算概要といたしまして、全体として8,613万円を計上しておりますが、その内訳を申しますと、再開発事業の事業協力者決定後における施設建築物の用途や規模、駅前広場の計画案、同事業における資金計画、地権者の権利変換モデル案など、都市計画決定に向けた基本計画の作成及び諸手続に必要な資料調製等の予算として3,613万円、基金への積み立て5,000万円を行うものでございます。

駅周辺事業推進担当室の体制につきましては、令和5年4月の発足時点では、室長、課長補佐、係長、担当職員1名の計4名体制でスタートし、令和6年2月の時点では諸般の事情により1名減の3名体制となっておりますが、まちづくり課全体の知見をもって業務を行っておりますので、現在までのところの進捗には支障はございません。令和5年度は地権者による再開発準備組合が設立され、同室で事務局を担ってまいりましたが、12回にわたり理事会にて協議を重ねた結果として、事業協力者の選定を進めるに至っております。

今後の予定につきましては、令和6年度には基本計画策定…作成と都市計画決定の手続、令和7年度には地権者の合意による準備組合から本組合への移行、設立、令和8年度には再開発の権利に係る最終的な同意による権利変換計画の県認可を得て、令和9年度から工事着工を目指しております。こうした様々な手続について、事業協力者が実務経験のある担当者の事務局支援も検討されているということから、期待を寄せているところでもございます。

本事業は多くの町民が望み願う、最優先の事業であります。今までと同様、準備組合をはじめとする関係者の皆様方の御理解を頂きながら、町といたしましては事業の進捗に対応する人材の配置を行い、庁内的な連携を図り、推進支援体制の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に2つ目の御質問にお答えいたします。ジビエ加工処理施設は令和5年10月16日から本格的な稼働が始まり、徐々に活用の方が広がっているところもございます。この施設は捕獲した鹿等の買取り方式ではなく、狩猟者が自ら捕獲した鹿等を施設に持ち込み解体処理を行う持ち込み方式で実施していることから、これまで足柄上郡5町の猟友会員を対象に、食品衛生法に伴う衛生講習や、日本ジビエ振興協会による解体技術向上に伴う技術指導講習会を開催するなど、解体作業における技術取得に向けた取組を進めてまいりました。現在、足柄上郡5町の猟友会員で衛生講習会に出席いただいた88名のうち、施設の使用登録を頂いている方は47名でございます。

さて、御質問頂きました2月末までの利用者数などの実績についてでございますが、まずは施設の利用者数につきましては9名。内訳といたしましては、松田町が6名、大井町が1名、山北町が2名でございます。次に搬入頭数ですが、鹿が25頭で、食品加工量は355キロでございます。販売実績につきましては、町内飲食店2店、ハーブガーデンレストラン、真鶴のグランピング施設などへ食肉として販売されたと伺っております。また、イベントでは、松田町産業観光まつり、大井町産業まつり、まつだ桜まつりで串焼きで販売されております。

現在本町が足柄上猟友会会員の中から嘱託員として雇用しているため、公設公営の中での運営をしておりますので、行政からの支援には当てはまりませんが、支援を…施設を継続的に運営していくため、足柄上郡5町による足柄上地区ジビエ処理加工施設運営協議会を設置し、運営方法や運営経費についての調整を初め、関係団体との調整を進めております。解体加工処理されたジビエ肉は個人の所有物となりますので、個人での販売先を自由に選択することとなりますが、稼働中でどうしても個人で戦略的な販売が難しい方がいらっしゃいま



す。このため、販売先の拡大をするために、ふるさと納税を通じたPR活動や、関連自治体との飲食店組合を通じた周知、一般客用のレシピにより、ジビエをおいしく安全に頂くため、個体それぞれの特徴や部位の違いに応じた正しい調理法を学べるよう、料理教室の実施について関係者と調理師、調整をしているところでもございます。また、首都圏のレストランや大手スーパーなどへの周知、さらには日本ジビエ協会様から、2025年度に行われる大阪万博への提供についても協力依頼を受けております。今後につきましても、足柄上郡5町とJAかながわ西湘農業協同組合、足柄上猟友会及び一般社団法人日本ジビエ振興協会様との官民連携による情報交換、情報共有により…を密にして、農業被害を抑制しつつ、ジビエ肉の流通や販売拡大に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

8 番 田 代 御回答ありがとうございました。これから一般質問に入る前にお伝えします。一般質問は町長並びに教育長に対して、町政や教育行政に関する政策方針などを争点に議論することと認識しております。ということで、計数等の詳細は担当課長が端的にお答え願います。政策については町長にお尋ねしますので、よろしく願います。

では、1点目の新松田駅の関係です。新松田駅周辺整備事業、これにつきまして、まず初めに確認したいんですけれども、今まで役場の推進担当室が関わってきた内容について、町長の答弁でも頂きましたけれども、これから、今後平成6年度以降、都決に向かって、組合設立に向かって動いていくわけです。その後、組合が設立した後の事務のすみ分けですね、この辺について少し質問したいと思います。よろしく願います。

まちづくり課長 御回答させていただきます。組合が設立というのはですね、先ほど答弁書にもございましたとおり、現在では令和7年度を予定してございます。令和7年度に組合が設立されますと、その後に再開発事業ということで、権利関係の最終的な皆様の御同意を頂く、非常に大きい山がございますけれども、こちらの作業がございます。そして令和9年度からの着工を目指しているという段階でございますが、当然今までどおりですね、準備組合であったとおり、本組合に

移行してもですね、町として駅周辺事業全体の推進者としてしっかり関わりを持たせていただきます。また、令和8年度以降、権利変換についてもですね、当然ここも事務局として一緒にやらせていただくと。また、令和9年度から工事着工、これに関しましては駅周辺等の広場も含めた公共施設ございます。こういった関係もしっかりと連携をしながら進めていくものという関わりでございます。

8 番 田 代 概要は理解したつもりです。今の課長の答弁ですと、再開発組合ができればそちらの組合のほうで再開発ビルの関係は進めていくと。それと、一方で町は、駅前広場整備事業、これは町直営だと思うんですけども、その事務と、あとは橋上駅舎ありますよね。その関係についてもう少し詳しくお願いします。

まちづくり課長 御回答させていただきます。まず、広場等公共施設の関係でございます。こちらについては、当然再開発事業の中でですね、大きい要素を占めることとなります。公共施設の管理者として後々管理をしていく、駅周辺全体を展望した中で、当然これは町がしっかりと関与して、管理者としての責務を果たしてまいりたいと思っています。この広場からですね、駅周辺事業につきましては、当然今やっている再開発区域だけではございません。御案内のとおり、基本構想・基本計画には駅周辺事業としての整備がございます。関連する町道、また、駅を渡す南北の自由通路、こういったものもしっかりやっつけていかねばならないと。

もう1点、御質問にございました橋上の関係です。橋上駅舎の関係です。こちらにつきましては、交通の、鉄道事業者様とのいろいろな協議というものがございます。こちらについては町のほうとしてしっかりとその再開発事業の進捗を踏まえながら、場面場面です、様々なことを協議しながら、町としてもしっかり連携して進めてまいります。以上です。

8 番 田 代 御回答ありがとうございます。今お話のあった自由通路、これは再開発ビルの中の供用部分のツールということで理解してよろしいですね。ありがとうございます。

それでは本題に入らせていただきます。私ども議員、今年の1月25日、富士

市へ議員視察で伺いました。富士駅北口再開発事業について、現地視察を受けた後に、事務室にて事業の詳細説明を伺いました。簡単に申し上げますと、新松田駅北口周辺整備事業と富士駅北口再整備事業の規模と事業費、これはほとんど同じぐらいの額でした。特にお伝えしたいことは、新松田駅周辺整備事業計画より1年先に富士駅は、富士駅北口整備事業は進んでいます。これが実際に事業として動いております。具体には、富士駅の関係は令和5年に都決をして、再開発組合を設立しております。うちのほうは平成6年から7年にかけて都決をして、組合を設立していくということで、本当にお手本になる事業体だなというふうに私は感じております。

そういった中で、規模の違いですよ。向こうは人口で言うと25万。市税の収入も多い、財源もあるということで、非常に恵まれた市だなということを感じました。それと、一方で、松田の場合も、過去に昭和60年代後半から平成の前半にかけて、JR松田駅北口再開発事業。この事業については、JRの駅前の町営臨時駐車場に再開発事務所を設置してます。そのときの推進体制は、所長、課長級です。1名。係長1名、担当職員1名、さらに常勤の臨時職員ということで、女性の方が1名おまして、4名体制で進めていました。しかし、残念なことに、バブルが崩壊した後にこの再開発事業は終えんを迎えてしまいました。今回、この新松田駅周辺事業、JRの松田駅北口再開発事業と比べて、駅前広場と橋上駅舎、こういったものも加わります。冒頭一般質問したとおり、松田町始まって以来、松田町が本当に活性化するための最大のプロジェクト事業だと私は強く感じています。令和6年度からは本当に正念場を迎えます。都市計画決定に向けて動き始めます。ということは、今お話ししたように、やはり町の事務の推進体制、これが非常に重要なものと思います。

町長の回答で、ざっくりした回答だったんでね、少し詳しく聞きたいんですけども、最後のくだりで、町としては事業の進捗に対応するため人材を配置し、庁内的な連携を図り、推進支援体制を確保してまいりたいと考えていますと、こうなってます。私はこの4月から、もう本当に、結構な事務量あると思うんで、この辺の考えについて、人がなかなか、職員数少なくて大変だと思う

んですけれども、町長、これについて、お考えをもう少し詳しくお伝えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長 御質問にお答えいたします。町の行政でやってる仕事の内容だけ申し上げると、どこも大切な仕事をやってるわけなんです。要はこれだけが大切な事業だというふうに思ってません。なので、やっぱり事業費と事業の内容、それに伴って各セクションの人事を考えながら、頭数だけじゃなくて、質も考えながら人事をやってるところでございます。ですので、これから3月末、4月の人事ありますけども、ある予定でいますけれども、それに伴ってしっかりと今頂いたような御意見も頂きながらですね、適材適所の配置をしていきたいというふうに考えています。以上です。

8 番 田 代 御回答ありがとうございました。確かに、役場はゆりかごから墓場までということで、たくさんの事業があります。大規模プロジェクトが花形とは言いませんけれども、一つ一つが大事な事業ということは十分認識しております。確かに人数の関係も厳しい面はあると思いますが、ひとつその辺も踏まえた中で、また専門職の嘱託雇用、またプラスアルファするということも考えられると思います。富士市においては、これ市街地整備課が、これが課として職員一丸となって今回取り組んでいるようです。そういったことで、ぜひこの事業が成功するように、4月以降の人の張りつけについて、またその事業がうまく進むように、よろしくお願いします。1点目はそういったことで、強く要望ということで取っていただければありがたいと思います。

続いて、2点目のジビエ処理の関係です。これにつきましては、先ほどの答弁書で、昨年秋、10月にオープンしてからこの2月まで、9名の方が12頭を処理して、食肉加工量で335キロ、精肉にしたという回答がありました。

(「25頭。」の声あり) あ、失礼。25頭です。間違えました。25頭で335キロの肉を精肉したと。単純に割り返すと13.4キロなんです。この量について、ちょっと感覚的には少ないかなって感じるんですけれども、課長、いかがですかね。この平均、1頭から取れる肉の量13.4キロ、これについてお願いいたします。

観光経済課長 1頭の食肉15キロというものは…あ、13.今、4キロとおっしゃる…（私語あり）1頭の平均ではですね、個体重量の約3割が食肉販売可能というふうに見込まれておりますので、我々の想定では15キロというものでございましたが、13.4ということで、ほぼ同数のキログラムではないかと思われまます。以上です。

8 番 田 代 実態は13キロだったと。搬入した鹿の大きさもありますからね、この辺は誤差の範囲ということで理解します。要は、大体1頭15キロが目安だということで理解させていただきます。

このときに、335キロを搬入したと。実際に自己処理で、自分で加工して持ち帰って、自分で召し上がったたり、知り合いにお分けしたりという方と、あとは実際に売られた方がいると思うんですよ。その辺の内容についていかがでしょうか。

観光経済課長 答弁書では25頭というふうに答弁を作成したときは報告を頂きました。その後、月末にまとめて5頭入りしましたので、2月末までは30頭でございました。このうち、30頭のうち販売したのは、先ほどの答弁書にもありましたとおり、松田の産業観光まつり、大井の産業まつり、または大井の山田で行われたイベント、そういったもので、30頭中11頭でございました。

8 番 田 代 あと、金額お幾らぐらいだった。販売額。

観光経済課長 大井のイベントは聞ききれてないんですが、松田の産業まつりでは約6万8,000円、まつだ桜まつりでは70万8,000円でございました。

8 番 田 代 ありがとうございます。今までの今回の10月から2月までの実績ということで、今度6年度のことについて伺います。令和6年度の関係です。まず予算書でね、予算特別委員会じゃないから詳細は要らないです。ざっくりね、お答えしていただきたいのが、予算書の19ページをちょっと開いていただきたいと思ひます。衛生費負担金。よろしいですか。ここの衛生費負担金のジビエ処理加工施設運営費負担金、これが150万4,000円になってます。下段に、ジビエ処理加工施設利活用有害獣対策負担金ということで、151万、2段書きになっています。上は何となく分かるんですけど、下については少しちょっと意味が分からないので、詳細の説明をお願いします。

続いて、21ページになります。次のページです。衛生使用料ですか。節で申し上げますと、鳥獣被害対策施設使用料。ここにジビエ処理加工施設使用料ということで、73万1,000円が入っています。これについて、以前全員協議会とか予算の前の年の説明会で、1頭当たり、持ち込んだ人がお支払いするのが3,000円だよといった記憶がありますので、その内容でよろしいかと。

お話ししたいのは、この加工施設の使用料73万1,000円と、前のページの、上の段は運営負担金150万4,000円、それと有害獣対策負担金、下段が151万円です。3つの内容のものが歳入というふうに考えると思います。これがイニシャルコストで全部見ていいものなのか…あ、ごめんなさい、ランニングコストですね。これから施設を運営していくために、衛生費負担金の運営負担金150万4,000円と、下段の150万1,000円、それと、次のページの使用料の73万1,000円、これが全部これから運営していくためのランニングコストの歳入分なのかと。支出は支出でまたお話ししますが、この確認について、まず1点お願いいたします。

観光経済課長　　まず3点質問ありますが、まず1点目のジビエ処理加工施設利活用有害対策負担金につきましては、これは建設をしたもので、各上郡から負担金を頂いているものでございます。

2点目のジビエ処理加工施設使用料73万1,000円につきましては、議員さんおっしゃるとおり、持ち込んだ、その施設を使った使用料でございます。

3点目のランニングコストということで、議員さんの言われました建設を除きますと、運営費とその施設の処理、使用料を足したものでランニングコストと。つまり、150万4,000円と73万1,000円、これを足したものがランニングコストと、おっしゃるとおりでございます。

8 番 田 代　　再確認させてください。19ページの上段の運営負担金、これについては4町からこのジビエ施設、事業費で言うと312万1,000円かな、見ております。これを運営するために各町から頂いてるお金が150万4,000円と。下段の有害獣対策負担金、これについては建設費の後払いってことでよろしいわけですね。前年度、その前、明許で2年で松田町が負担して、その負担額に対して各条それな

りの応分の負担を頂くと、それがここに入ってくるということで、下段の151万については、これはまさにイニシャルコストだと、運営費には含まれないという考えでよろしいですね。いやいや、いいです、いいです。

今度、逆に支出のところ、107ページです。ジビエ加工処理運営事業ということで、312万1,000円見てます。その施設に対して今の歳入が150万4,000円と、あとは解体のときの使用料だね、73万1,000円を足すと、たしかこれが235万になると思います。要するにランニングコスト、施設運営するために入ってくるお金が223万5,000円。これに…あ、ごめんなさい。そうだね。107ページの今度運営事業費ですね、312万1,000円。この差引きしたものが88万6,000円が要は赤字分という考えで、松田町が負担してる額と、このように考えてよろしいでしょうかね。

観光経済課長 建設費を除くと、その考え方でよろしいと思います。

8 番 田 代 ありがとうございます。今回ジビエ加工処理施設については、本当に行政のほうでも大変な思いをして、難産の結果、施設が整備された。その後去年の10月から、今お話伺いますと、それなりに地道なスタートを切れたのかなということで、将来に向かって足がかりができたような、そのように感じます。

今度はこれ以降です。今、6年の予算の収支状況をざっくり聞かせてもらいました。今度は処理の量です。課長、6年度の処理の量が、どのくらいの頭数で、今の話、大体15キロぐらい出るんじゃないかといった場合に、何キロぐらい処理できるのかと。持ち帰りの人もいますけれども、これを全部売った場合に幾らぐらいになるのかなと。要は、今度は事業としての金額についてお尋ねします。よろしくお願いします。

観光経済課長 金額でよろしいですか、それともキロ。

8 番 田 代 頭数。頭数と、キロ数が15キロぐらいって言ったでしょう。で、何キロぐらい出るんですか。それと、それに売上額の予想額掛けると幾らぐらいになるのか。今年度の要するに成果ですよ、それについてお願いします。

観光経済課長 来年度ですか。

8 番 田 代 あ、ごめんなさい。6年度です。6年度。

観光経済課長 予算では180頭見ておりますので、先ほどの1頭当たりの15キロを掛けますと、販売、自己処理を含めまして2,700キロになります。

8 番 田 代 あと売上額。

観光経済課長 売上げは、売上げは1頭当たり2万5,000円を見ております。根拠としましては、まず1頭の50キログラムの個体に対しまして、先ほど申したとおり、食肉15キロとして計算をしております。これは個体重量の約3割が…（私語あり）これは農林水産省の統計で出たもので、その単価が1,877円でございますので、1頭当たり2万5,000円ということで。2万5,000円掛ける180頭を掛けますと、450万円というものになります。単純に計算しますとそのぐらいになります。

8 番 田 代 6年度、予想で言うと、予算書から言うと、180頭捕れて、1頭当たり2万5,000円ぐらいの販売の肉が取れるんじゃないかと。これを全部売った場合は450万ぐらいだと、そういうことですね。私ども、先ほどの富士市の視察以外に、静岡の天竜区のジビエ処理加工施設、こちらも見えてまいりました。そこは個人事業なんですけれども、とにかく初年度はもう、要するに令和5年が初年度でした。6年が今度2年目になります。初年度は200万ぐらい。売れた販売量が…ちょっとお待ちください。530キロですね。50頭ぐらい入って530キロというふうな話を聞きました。それで、売上げについては大体200万ということで、比較的ここはうまく、高く売ってる。それなりの努力はしてます。町のほうの担当ではね、そんな大きい積算できませんから、比較的農林水産省かどこかの数字を使ってこの450出されたと思うんですけれども、私、ここでお話ししたいのが、先ほど確認したとおり、今回の予算は312万1,000円が事業費です。これだけ使って事業費の運営収入、それが223万5,000円で、88万6,000円、赤字分、赤字が出てます。

この考えについて町長にお尋ねしたいんですけれども、一つは私の考えとしては、松田の農林業と環境を守るため、そういったことで各町からの運営資金、それと松田町からも、その今の差額分の赤字分、それを背負って当面はスタートすると。あと一方で、町長がよくお話しされるように、財政的に非常に厳しいと。あれもこれもという中で、ある程度採算ベースにのせていけないかなと



というのが私の考えです。これについて、今の、今現在の88万6,000円、これはもうお金について今後どういうふうにしていくかね。これから将来永劫ずっとではなくて、前期3年とか5年ぐらい、この間で町長はどういうふうにこのことをお考えか、それについてちょっとお答え頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

町 長 　ものすごく大事な話ですけど、大事な話というのは原点の話です。この処理加工施設を造るに当っては、様々な人たちに御協力を頂いて進めているとごぞいます。特に建設のときはJAさんの御理解も頂いて、建設の約5分の1、我々負担する分の5分の1の負担をしていただくなど、要は農業被害をなくすということ第一前提でございました。このことにより、結果的に松田町が投資をしている、例えばマイナス分が例えばあるとしても、その分で結果的に農業被害がなくなればいいということでスタートしております。また、実際のところ450万という数字がもう入ってくるということでもありますが、実質それに対しても加工処理だとか、いろんな面に出ていくお金で、実質的に処理をされた方々の手取りとしてどのぐらい残るかということをお考えますと、それを結局こう当てはめていくにはもう少しちょっと時間がかかってくるのじゃないかなと思っておりますので、今後そのようなことが、やっぱり原点をやっぱり見た中で、やっぱり協力していただいている猟友会の皆様方にもやっぱりそれなりの還元をしていかないと、若手のハンターが育たないだとかいうこともあります。ですので、そういった、やっぱりこのお肉もですね、180頭とって、本当に180捕れるかどうかは自然のものなので分からないともありますので。やっぱり今の現状としては、行政がしっかりとサポートをしながら進めていくという、軸はぶらさないようにしていきたいというふうに考えています。以上です。

8 番 田 代 　どうも回答ありがとうございました。私もお伝えしたいことは、今回、去年の10月からこの3月までは令和5年度で半年間、試行ということですよ。6年度が初めて基準となる年度だと思います。机上の話で180頭、2万5,000円で売れたとしたら450万、まさにたらればです。ただ、携わる方のいろんな御尽

力があってね、今までの御尽力があってここまでたどり着いて、いい形で私はスタートできたなと思います。

今後のことなんですけれども、やはり前期3年ぐらいは様子を見ながら、5町の共同施設、うまくこれを活用して軌道に乗せていただけたらありがたいと、そのように思ってます。その中で、先ほどの回答で、今度はこのお肉をどういうふうにするのという中で、ふるさと納税の返礼品、あと関連自治体との飲食店組合に向けた周知、首都圏のレストランや大手スーパーへの周知、令和7年大阪博への提供と、このような回答がありました。肉の量がまだそうは取れないです。私は取りあえず地元からまとめるべきかなと感じております。隣の秦野市では、ジビエ肉を市内の飲食店と提携して、食べてくださいと、そのようなことをやっております。ですから、ぜひ、まず松田に来たらこういうのが食べれるよということで、やはり特色あるメニューということで、地元の飲食店あたり、それとしっかりタグを組んでやっていただけたらありがたいなと。あとふるさと納税の返礼品、これについてはぜひやっていただきたいと思います。その後の首都圏のレストランや大手スーパーというところ、まだまだ量が出ないんでね、これは量が出た段階で、次の次のステップかなと。そのときに少しずつ利益が上がってきたら、少し猟友会のほうにも協力いただいて、結果論としてツープイは難しいかもしれないけれども、それに近いような形で運営できたらなと思います。以前、令和4年の3月、それと12月に、これからジビエ肉どうしていくんでしょうという質問を一般質問させていただいたときに、JA直売所、それと小田原や箱根の事業所にも売り込みたいとありましたけれど、これはもう少し軌道に乗ったらかなと思います。私はそのふるさと納税の返礼品と地元、それと、あと桜まつりなり産業まつりでも結構好評だったんでね、とにかく松田から発信していく。または、ほかの上郡5町も同じような形で、上郡のジビエ協議会で連携しながら、このようなスタートを切っていただきたいと思うんですけども、これについて町長のお考えをお願いいたします。

町長 これもですね、大事なことですから…なんですけど、これはもう、うちが今やってるの、うちというか、5町と連携してやってるのは、捕獲者処理方式な

んですね。なので、この肉が松田町の肉ではないということが大前提です。ですので、人によっては1万円で売れるって、あれですけどね。地元で卸せば5,000円、どちらを選ぶかはもう我々が決められないというふうなことです。ただし、今、御提案頂いたように、なるべく内側からというふうなことについては、お願いベースですることは可能かと思しますので、そういった関係では話をしていきたい。それと、なかなかやっぱり捕れるものでもないの、やっぱりそこに付加価値というのを与えながらやっていくべきものでもあります。ですのでね、地元に来たら食べるっていても、なかなかやっぱり時価みたいな形になる可能性もありますので、食べれるとも言えませんしということです。

また、田代議員からももう数回こういった質問を頂いてるんで、もう既にもう動いてます。なのでこういうふうな回答をさせてもらってることもあって。ただ、肉がなければ売れないというようなことに対して、逆にいい意味で、こちらのほうのお肉というか、ジビエ肉が付加価値がついて値段が釣り上がって、要は猟友会の皆さん方というか、協力してくれてる方々が少しでもプラスになればなというふうに願っているところでございます。以上です。

8 番 田 代 町長の回答、十分承知しております。私もたまたま自宅のすぐ裏にできたんで、時々猟友会の方と話すことがあります。そのときに、売れるときはぱっと売れちゃうんだけど、今たまっちゃってるよとかね、そのときのやはり売れる時期を過ぎるとやはりたまってしまうと。町長が発言されたとおりに、捕獲された方の肉です。一時的には。ただ、捕獲された方もしょっちゅう自分で食べたとか、または個人の販売もありますけれども、そういう方を除いた方、これは猟友会側の音頭を取っていくべきことだと思うんですけどもね、ある程度、1年やるとまとまった量っていうのが出てくると思うんですよ。捕獲者が自分で持ち帰る、いや、これは自分で処理したけど売ってよと。そこからやはり行政と猟友会あたりが連携してうまく進めていくと、初期のこの3年間ぐらいでいい運営ができると思います。そのような考え、私ありますけれども、町長、いかがでしょうか。

町 長 もうないものは売れないので、しっかり捕れたものが大切に取れるように。

やはり、先ほどちょっとお話ししたように、いつも捕れるものじゃないですけども、なるべく我々の希望としては、冷蔵庫の中にずっといらっしゃるんじゃないで、やっぱり外に出ていくことが必要だと思うので、やっぱり販路先は多ければ多いほどいいのかなと思っています。だからその、その部分でなるべく地元の人に、地元の人というのをお願いベースでやるにしても、やはり肉は我々のものじゃないですから、その辺でうまく調整取りながら、行政は行政の武器を使いながらですね、先ほども昼飯抜きでその業者さんと、今、打合せしてましたけども、そういった販路拡大について継続してまいりたいというふうに考えています。以上です。

8 番 田 代 いろいろ私の質問に対して回答ありがとうございます。最後にちょっと蛇足になってしまうんですけども、12月の議会の際に熊スプレーをお願いしました。これも鳥獣対策の一環ということで少しだけお伝えさせていただきたいと思います。早速予算をつけていただいて、10万円ですか。恐らく自己負担の入れるとこのくらいかなというような腹算用あります。4月1日以降、予算が承認されればすぐ動けるわけなんでね、本当に農家の方、または林業従事者の生命を守る大切な守り神だと思います。そういった面で早速予算をつけていただいて…ことに感謝申し上げます。4月になったら、なるべく早い時期に配付、受益者負担で要望を取って配付いただきますよう、強くお願いをしまして私の一般質問終わります。ありがとうございました。

副 議 長 以上で受付番号第10号、田代実君の一般質問を終わります。

受付番号第11号、古谷星工人君の一般質問を許します。登壇願います。

6 番 古 谷 それでは、議長のお許しが得れましたので、一般質問させていただきます。本定例会のトリということで、よろしくお願ひしたいと思います。受付番号第11号、質問議員、第6番 古谷星工人。件名、農業の活性化対策について。

要旨。農産物の価格低迷、有害鳥獣被害、高齢化、後継者不足等により農地は荒廃化が加速し、放置すれば農地への復旧が困難になることが考えられます。そこで次のことについてお伺ひいたします。

(1) 荒廃農地から作付可能な農地にするための支援策などの諸制度について

て。

(2) 荒廃農地化を防ぐための取組について。

(3) 農林水産物を利用した特産品の開発推進について。

以上です。よろしくお願いします。

町 長 それでは、古谷議員の御質問に順次お答えさせていただきます。

まず1つ目の御質問ですが、既に荒廃してしまった農地を作付可能な農地へ戻すための制度といたしましては、農地バンクによる遊休農地解消緊急対策事業が活用可能でございます。この事業の活用につきましては、農業振興地域、農用地に指定されている農地に限られますが、国の施策による農地中間管理事業の下で、農地を貸出しする方と借受けされる方のそれぞれが農地バンク登録を行った上でのマッチングによるもので、条件といたしましては、農地バンクに10年以上の農地の無償使用貸借で貸出しをする場合、草刈りや抜根などの作業を外部へ委託することに対し補助がされる制度でございます。また、町の制度では、農地の貸し借り等を促進させるため、令和5年度に創設いたしました新規就農者等担い手支援補助金による加算措置もございます。この補助金につきましては、農業委員会による農地利用状況調査において、荒廃地を復元するには重機の利用が必要と判断された農地に適用されるもので、100平方メートル当たりで補助金を助成するものでございます。

このように、国や町において荒廃農地を復旧・解消する制度が用意されているものの、実態としては荒廃した農地が利用されることはこれまでほとんどありませんでした。その理由といたしましては、現状、農地を貸したい方は大勢いられ、復旧する必要のない、条件がよりよい農地とのマッチングが先に成立する状況であるためでございます。現在こうした状況を改善していくため、町広報や農業者懇談会、農協の回覧板で国・町の支援制度の周知の徹底を行っているところでございます。

続きまして、2つ目の御質問にお答えいたします。荒廃農地化を防ぐための取組といたしましては、町では荒れる前に農地の貸し借り等を活発に行っていただけよう、令和5年度から新規就農者等担い手支援補助金を創設し、新た

な担い手や規模拡大を考える既存の町内農業者を後押しし始めましたので、農業希望者に町内の農地を選択していただけるよう、さらなる周知を進めてまいります。荒廃農地の増加は松田町においても、急速に進む高齢化や後継者、担い手不足などを要因として課題となっているため、国では地域計画の策定が法定化され、町村は令和7年3月の期限を目標に策定作業を進めているところでございます。この地域計画により、10年後の松田町の農業の在り方について、農業委員会を中心に農業関係者で、農地も含めた景観が荒れることなく、安心・安全の、安全に保存されるよう、荒廃地化する前に新たな担い手へ引き継ぐことに注力することが肝要と考えておりますので、農業委員とともに、現地調査や農業者の意向調査、農地バンクの利用促進等を通じて、農地の有効利用と耕作放棄地の解消を目指し、マッチングの強化を図ってまいります。

次に3つ目にお答えをいたします。これまで基幹作物でありました松田地区のミカンや寄地区のお茶が、価格の低下等により収益面で苦しくなる中、農地所有者による農業を続ける意欲が失われてきており、専業農家はもちろんのこと、兼業農家でも続けることをためらう状況となっております。

そうした状況の中、町ではこれまでも特産品開発補助金を活用し、町内の農林水産物を加工し、また製造された方に対し、支援策を展開し、地元農産物の活用を推進してまいりました。また、松田ブランド認定事業では、松田町を広く発信するために開発された産品等を松田ブランドとして認定し、町のイメージアップと産業振興を図っております。

これまで農林水産物を利用して松田ブランドに認定された特産物は、サクラムスの燻製、おひるねみかんジュース、丹沢大山茶、乾燥きくらげ、ユズ精油などがあり、町のふるさと納税の返礼品ともなっております。また、町と大学生が協働して、まつだみかんラボとして、摘果ミカンを抽出して精油を使った製品化をして、産業まつりで紹介し、資源活用を図るとともに、新たな町のブランド品として目指してるところでございます。

今後につきましては、ミカンやお茶など、既存の農産物に付加価値をつけることも継続して取り組むとともに、新たな農産物にチャレンジするほうも支援

できるよう、補助制度の見直しなどにも着手し、さらには農林水産物を利用した特産物の開発推進ができるよう、改めて地域の農業資源や加工技術等に関する情報を収集し、荒廃地でも栽培可能な作物等も検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

6 番 古 谷 回答大変ありがとうございました。荒れた農地から作付可能な農地にするための支援策の諸制度、2点挙げていただきました。大分細かくですね、回答頂きましたので、少し分からないところだけ確認をさせていただきたいというように思います。

まず初めに、高齢化、後継者不足ということで、もう何十年も前から騒がれてきてまして、なかなかこれが、行政だとか農協だとかやってもですね、解決がつかない問題です。これは、農業者の子息の方がですね、うまく継いでくればそれで済んじゃうことなんでしょうけども、なかなかそれができないというのが最近の傾向ということだと思います。最近はですね、企業の定年延長、また、その後の再任用、再雇用制度などが充実してきましたので、定年帰農者の方が非常に減少してるということが新聞あたりには出てました。そうすると、65歳で定年して、その後5年間の再任用なり再雇用されますと、70歳ということになります。70歳で農業に参入する人がいるのかなということを考えますと、ほぼいないんじゃないかなというように思いますし、このようなことがあって、農業従事者の数が非常に減少してるということがうかがえるかなというふうに思います。

前段そういうことで、1つ目のですね、回答の中にありました、中間管理機構による遊休農地解消緊急対策事業についてちょっとお伺いしたいと思います。この回答の中ではですね、草取りや抜根などの作業を外部へ委託することに対し、補助がされるものですかということになってますけども、この補助金…補助金というか、形でお金が出るんだと思うんですが、この補助金について幾ら出るのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

観 光 経 済 課 長 緊急対策事業ということで、草刈り、抜根、さっき説明したとおりでございますが、費用は10アール当たり4万3,000円でございます。

6 番 古 谷 ありがとうございます。10アール当たり 4万3,000円。これは中間管理機構が 4万3,000円で草刈り、抜根等をするということによろしいですか。分かりました。

それですね、この、ちょっと私も調べてみたんですが、農振農用地の遊休農地に限るということで限定がされておりますけども、松田町で農振農用地、面積的にどのくらいあるのか、それと松田、寄で分かればですね、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

観 光 経 済 課 長 まず、国が定める農業振興地域につきまして、まず、古谷議員も御承知かと存じますが、改めて説明いたしますと、この制度は農業の振興に図るべく地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のため、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法と言われるものでございます。農振法により、県が基本方針を定め、農業振興地域を指定し、それを受けて町が整備計画にて農用地利用計画、いわゆる農用地の地番指定をしておるものでございます。御質問の、県が定めた町内の農業振興地域は、松田地区では松田山南斜面、神山の山間部及び酒匂川を挟んで開成町側にあります、飛び地の向河原という地区からなります。寄地区では集落に近い山間部が農振農用地で、合計で427.1ヘクタールが指定されております。なお、御質問の県が指定する農振農用地の地区別の詳細は、松田地区、寄地区では出ておりません。これは最初に地域の指定が行われた昭和46年の増減をもって、その積み重ねで今、松田町の全域の面積を指定しているものでございますので、地区別のものは詳細には出ておらない…いない現状がございました。

6 番 古 谷 ありがとうございます。今、松田地区については、松田山の南斜面、神山、開成町の飛び地ということで分かったんですが、寄地区については集落の周辺の農地ということで、ちょっと私も聞き違っちゃったらいけないので、もう1回お願いしたいと思います。

観 光 経 済 課 長 具体的には、県道・町道が隣接しております住宅地よりも山…山というか、山側のものでございまして、それぞれの地区に農振地域がありまして、農用地



をそこを指定しておるものでございます。

6 番 古 谷 ちょっと分からない部分がありますが、これはあと地図か何かで確認はすることはできますか。（「はい。」の声あり）じゃあ、後ほどですね、これ終わったらちょっと見せていただきたいなというふうに思います。

それともう一つ、支援補助金ということで、今年度から松田町新規就農者等担い手支援補助金というのが新設されたということで、地域計画を策定するに当たって、私もちょっと出席したときに資料を頂きましたので、これをちょっと見させていただきました。借り手側、借りるほうにですね、これは補助金が出るということでよろしいかと思うんですけども、金額でちょっと言いますと、新規に畑を借りると。10年以上借りれば、1アール当たり5,000円のお金が借り手に出るということだと思います。それから今度、別表にてというのがありまして、加算額があつて、遊休・荒廃農地だった場合には、さらに1アール当たりですね、1,500円が加算されるというような制度でなってます。これちょっと計算してみましたら、畑で10アール当たり、貸借10年以上借りた場合には、5万円と加算額1万5,000円、合計で6万5,000円になるというような、ちょっと私が計算してみましたらそういうふうになっておりますので。これがあればですね、この中間管理機構の4万3,000円よりも多くなるから、荒廃してても畑に戻すことが非常に楽かなというふうに感じております。

それと、この要綱の中に、荒廃度が中度以上という判定された農地ってあるんですが、この中度という程度がですね、どの程度のものなのか。例えば三、四年ですね、草刈りだけしてた畑ならこの中程度に含まれるのかということで、ちょっとお伺いしたいと思います。

観 光 経 済 課 長 ただいまの質問、新規の、別表1で新規の貸借の場合、畑で10年以上5万円と言ったんですか。実際は5,000円。（「100平米当たり5,000円。」の声あり）そうです、100平米当たり5,000円で…あ、そうですね。（「10アールだと5万円。」の声あり）はい。新規の加算がですね、認定新規就農者が1,500円、100平米当たり。新規参入者は1,000円、遊休・荒廃農地の場合は1,500円という、細かく分かれておりまして、御質問の中程度、荒廃地が中程度…あ、中度とい

うのは、農地の利用がされておらず、トラクターなどのみですぐに、耕起と言いまして、耕すことができない状況であります、重機との併用ならば可能な農地、こういったものを中度と言っております。

6 番 古 谷 ありがとうございます。この程度かなということで、既に申込み等あるのかと思いますけれども、借り手にとってはですね、いい施策かなというふうに感じています。

それで、ちょっと前の緊急対策事業に戻ってしまうんですが、過去にですね、この事業を利用された方があったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

観 光 経 済 課 長 この事業につきましては、答弁書にもございましたので、なかなかハードルが高いものでございましたので、過去には残念ながらありません。

6 番 古 谷 ありがとうございます。そうですね、答弁書の中にそのようなことが書いてありました。やはり場所のいいところから皆さん借りていかれるんで、こう言われたところは最後の最後だということだというふうに思います。この制度が2つあるということで、これからですね、新しく農業する、また、規模拡大等をする方にとっては利用がされるようですね、周知のほうもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで、この制度を使って畑に戻ったということになれば、今度は畑を作るに当たって、鹿、イノシシの対策をしないと、松田もそうですし、寄もそうですけれども、対策をしないと何も作物ができないような状況で今なっております。そこで、有害鳥獣対策事業補助金なんですが、令和4年の決算の実績からいきますと、134万4,000円の実績があります。これは件数が何件か出ていますので、ちょっと何件かあったと思うんですが、この件数をちょっと教えていただきたいというのと、令和5年度の120万予算計上されておりますけれども、5年度の見込みについてお伺ひしたいと思います。

観 光 経 済 課 長 有害獣防止柵設置材料費補助金につきましては、令和4年度御質問の134万4,000円に対しまして、補助をしたのは9件でございました。令和5年度につきましては、現在の…現在まで129万6,000円で、見込みとしては7件でございます。

6 番 古 谷 ありがとうございます。この有害鳥獣補助金、近隣の市町を調べてみますと、松田町非常に手厚くなってまして、補助金の最高額が20万。施工1メートル当たり1,500円以内ということですので、小面積ならばですね、十分この20万以内で、資材にもよりますけども、囲えるというような、非常に自分の持ち出しがなく囲いができるというような補助金になっております。簡単に私も作って計算してみたんですが、20万円あればですね、600平米から700平米の畑が囲えるような、資材にもよりますが、囲えるような計算式が立ちますので、この辺もですね、問合せがあったらうまく対応していただきたいというように思います。

それとあと、この防護柵なんですけど、イノシシ、鹿だけの防護柵と私はずっと今まで思ってたんですけども、今、ヤマビルが非常に多くなっています。そのヤマビルなんですけども、鹿、イノシシについてきて畑に置いていくんですけども、これが畑に入らなければヤマビルが非常に密度が少ないということで、私の経験上、分かってきました。それで、安心してですね、農作業ができるというようなことを最近つくづく感じておりますので、この辺もですね、補助金申請があったらお話をさせていただければなというふうに考えます。

それとあともう1点はですね、今、畑等でやっていますけども、茶園を囲いたいなという方も何人かいらっしゃるかと思います。これも当然補助金が出ます。イノシシ、鹿が入って、草の根を食べたりしてですね、穴ぼこができたりんだりして、非常に危険なところもありますので、この辺を考えますと、この防護柵で安全に作業ができるというようなこともありますので、ぜひ進めていただければなというように思います。

次に2つ目の、荒廃農地を防ぐための取組についてということで、農業委員会によるパトロールが1年に1回だと思いますけども、実施されてると思います。その中で何点かちょっとお伺いしていきたいというように思います。

まず、この農業委員会のパトロール、現地をですね、委員さんと職員の方が行って、多分確認はされていると思いますけど、非常に労力がかかってきてるんじゃないかなというふうに思いますので、この辺はドローンを活用した確認

作業がですね、やっていくのか、考えが…やる考えがあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

観光経済課長 農業委員会と職員、農業委員さんと毎年10月頃に全筆やっております。御質問のドローンの活用につきましては既に活用しております。その活用の農地につきましては、明らかに遊休農地で、遊休農地でない場合や、また、現地に行くには草木で覆われているときなど、ドローンを活用したほうがより分かりますので、ドローンを活用して写真を撮影したりして、業務の効率化にもつながっておるところでございます。

6番古谷 分かりました。当然ですね、草をかき分けて入らなきゃいけないようなところが大分あるかと思えます。ドローンをうまく活用していただいて、スムーズに荒廃農地を防ぐような対策になればというふうに思えます。

それで、農業パトロール、農地パトロールされて、その結果をですね、農家さんへどのような形で報告をされているのか。それと、報告をされて、その後、そこが少しでも改善されたかという確認をされているのか。しないけども、1年後にまた行ったら同じような状態だったという、それで確認を取ってるとかということが分かればお願いしたいと思えます。

観光経済課長 農地パトロールの結果、遊休化されている可能性のある農地には記録をいたしまして、その方に通知をしております。通知の内容としましては3点ございまして、具体的な内容3点ございまして、農地中間管理事業、いわゆる農地バンクを利用したいというのが1点目の質問で、2点目が、耕作を再開したい。3点目が、自らの農地を、受け手を探して農地を売りたいといった、この利用意向調査というのを行っております。その下段のほうに、こういったことで意向確認があったんですけど、意向どおりに対応しないとか、意向を表明したい場合は勧告報なんていうような通知文と一緒に意向調査の中に、下段のほうに脚注でつけております。それを従わない場合は農地中間管理機構と協議するべきということで勧告をするということを、記載内容に記載をしております。

この通知の後に具体的に、もう少し詳しくやってるのかというような御質問ですが、職員と農業委員さんの日常の活動の中で確認はしておりますが、確認

し切れないものもございまして、毎年毎年の利用、10月の農地パトロールの中で再び、また通知をしたり、遊休農地を解消をとということで促しております。そういった活動をしております。

副 議 長 あと改善されたかどうかという。

観 光 経 済 課 長 その通知をしたことによりまして、改善されたものは数例ございます。一定の効果はございます…あるところもございます。

6 番 古 谷 ありがとうございます。一定の効果があるということで、今後もですね、ぜひ進めていきたいというように思います。周知をしてですね、荒廃農地を増やさないということが一番肝心だというふうに思いますので、よろしく願います。

ちょっと話はそれますが、3月4日（月曜日）の日に、NHKの「クローズアップ現代」を見られた方いらっしゃるかと思いますけれども、長野県の松川町で、有機栽培で栽培した食材をですね、学校給食に納品してるというようなことをやってました。この、これ有機栽培をしているところが、やはり荒廃地を畑に戻して、そこで栽培したものを有機野菜で学校給食に納品してるというようなことはちょっと報道されてましたけども、給食費の高騰がしてるわけですけど、町としては、給食費の補助じゃなくて、荒廃農地で有機栽培をされた方に補助をして、単価を安くして、それを学校に納品してるというような話をされてられましたので、ちょっと参考にさせていただくと、これは子供たちが地元農家の方が栽培したということを理解して、残飯が非常に減ったということを書いてましたので、参考になればというように思います。

それと、最後の3つ目の農林水産物を利用した特産品の開発推進についてということで、回答の中にもありましたけども、松田ブランドに認定されたそれぞれのお品物、これ作られるに当たっては、特産品開発事業補助金を活用して生まれたものもたくさんあるかと思いますけれども、この補助金の状況ですね、ちょっとお伺いしたいと思います。令和4年の実績で言いますと、20万円の実績が決算書の中から読み取れました。また、この件数が何件あったのか、多分1件じゃないかと思いますけども、よろしく願います。

それと、令和5年、40万の予算計上されておりますけれども、5年度の見込みについてお伺いしたいと思います。

観光経済課長 令和4年度につきましては1件でございます。令和5年度につきましては、残念ながら執行が見込みがないという、0件でございます。

6番古谷 ありがとうございます。令和5年は見込みがないということで、これは農業者の方、また、こういう開発をする方がいられないのか、あとは、もう少し生産者、事業者に仕掛けも必要じゃないかなというふうに思います。ブランド品の認定ができてですね、ふるさと納税の返礼品にもなればいいかなというふうに思いますので、ぜひ仕掛けをちょっとしていただけるようお願いしたいというように考えます。

それから、特産品ではないんですが、今、荒廃農地をですね、畑地に戻して、そこで何を作るかというのがまた今度一番の問題になってくると思います。今ある作物を拡大する人、規模拡大する人、また新規に作物を作る人という、いられると思うんですけども、松田、どこもそうなんです、里芋というのはほとんどの農家で大なり小なり作ってられると思うんですね。この里芋、私も直売所へ出してますけども、非常に人気があってですね、ましてや去年の干ばつで量が少なかったということで、全然、品物としては足りてないというような状況です。この辺でですね、各家庭で栽培されているものを何か一つ運動を起こしてですね、作っていただいて、直売所なり、沿道での販売でもいいかと思えます。そのことによって荒廃農地が減ってくればですね、いいかなというように考えますので、ぜひですね、この辺の仕掛けもですね、いい方法を考えながら取り組んでいただきたいなというように考えます。

それと一つ、答弁の中で、新たな農産物にチャレンジする方にも支援できるよう、補助制度の見直しなどに着手しという、あるんですが、これはちょっと具体的にどんなことを想定されているのか、分かれば教えていただきたいと思えます。

観光経済課長 現在、荒廃地対策につきましては、議員さんおっしゃった、農獣害の補助とか、新規の農業の方のための補助とか、または電動化、草刈り等の電動化の補

助とか、そういった農業者の要望によりまして、町としても補助金の制度を創設したものもございます。また既存の事業につきましても、近隣よりも充実した、先ほどおっしゃった柵の補助とか、そういったものもございます。それだけでは足りないものもございますので、よく研究して、なるべく荒廃地がならないように補助金を見直すということではありましたが、新設も含めて、こういった補助制度があるかというのを研究してまいりたいということで答弁書に含めさせていただきました。

6 番 古 谷 ありがとうございます。補助制度全般の見直しというような形なのかなというように思います。今回電動化のほうも今年からですね、補助制度ありましたので、よりよい、農家が作りやすい環境、またそれによって荒廃農地がなくなってくるということを考えながら、この事業を進めていっていただければというように思います。

最後になりますけども、町長から一言、一つお願いしたいんですが、補助事業の見直しなり、また先ほど私ちょっと言いましたけども、町からの仕掛けも必要になってくるかと思えます。この辺についてひとつよろしく願いいたします。

町 長 そうですね。令和6年度の予算にも少し、100万円ほどちょっと予算を組ませていただいておりますが、それは令和7年度に寄村と松田町が合併して70周年ということを迎えるに当たって、記念になるものを、作付をして商品化していくというふうなことで、100万円ほど予算を組ませていただいております。そういった事業をやることによって、そこで作ったものが、その後もですね、回っていけるようにしていきたいというふうに考えています。今ちょっと想像してるのは、先ほど里芋の話ができました…ありましたけれどもね、過去に焼酎作ってた経緯もありますので、焼酎を作るに当たっての芋が、過去は「黄金千貫」を作ってましたけど、あの「黄金千貫」ではなく、お芋だけでも売れるようなものにできるような品種で焼酎ができるといいなと思ってる場所もあります。ですから、そういったものを皮切りにですね、それが継続してできるような仕組みも含めて作り上げていくことによって、結果的に成り立つ農業と

言いましょうかね、というふうになっていけばなという思いもありますし、プラスとして、やっぱり人も育てていかなきゃいけないものですけど、やっぱり手間がかからずに、付加価値というか、単価が高い商品をちょっと見つけて、そういったものを里地里山制度に乗ったエリアづくりをもう一度再構築しながらですね、やっていけるようにしていくと、より参加者が増えていくんじゃないかなと思っています。それに伴っては、古谷議員も含めて、皆さん方のお知恵をお借りしながらですね、進めてまいりたいとも考えていますので、その節には御協力のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

6 番 古 谷 ありがとうございます。今、焼酎の話出ました。「黄金千貫」がうまいそうですね、「黄金千貫」がいいかと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副 議 長 以上で受付番号第11号、古谷星工人君の一般質問を終わります。

以上で、本日本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。本日は御苦労さまでした。

なお、10分より議会全員協議会を開催いたしますので、大会議室に御参集くださるようお願いいたします。

(14時24分)